







ういうふうに前歴を見るのか、あるいは現在の地位を国家公務員に当てはめたときにはどういうふうに見るのが、いろいろ条件整備があるんじやないかと思うんですけども、そういう点については人事院としてはどういうふうに考えておられま  
すか。

○政府委員(鹿児島重治君)　受け入れた場合の処遇の問題についてお答えいたしたいと思います。  
国家公務員として新たに採用されましてその給与をどのように格付けるかということにつきましては、原則としましては、見行の人事院規則の九

一八、これによつて処遇するといふことになりますが、その場合基本となりますのは、御承知のように、新しくつく職務の内容、それによつて給与が決まるという形になるわけでございます。ただ、今回の場合のように特例的な場合、従来も幾つかケースがございまして、特殊法人から受け入れた場合あるいはその他民間から受け入れた場合もございます。そのような場合には学歴の評価の仕方あるいは過去の経歴の評価の仕方、御承知の細かい話になりますが、いわゆる初号制限の取り扱い等につきまして若干の特例を設けたこともございます。したがいまして、今回の場合にもそぞういう前例を十分勘案いたしながら処遇を決めていくと、くといふことにならうかと思ひます。その場合、部内の均衡という問題がござりますので、その辺、両方の立場から適切な処遇を決めていくといふことになりますが、その場合、

○野田哲君 今のお話は極めて抽象的で、まだ具体的な検討ということには至っていないと思うんです。ですが、これは総務庁長官 国鉄の人たちを公務員に受け入れるということにつきましては、長官も先ほども述べられたわけでありますけれども、職員の方々本人の自己都合ではなくて、自分が希望した形ではなくて、言うならば国の政策の変更、使用者責任で中途で転職ということになるわけでありますから、したがって国家公務員あるいは地方公務員として受け入れるに当たってはその処遇についても、ただ機械的に今的人事院規則で

私の郷里の広島でも、国鉄の広島地方鉄道管理局の規模が国鉄の場合でも広島は大きい方でありますから、鉄道管理局長の方から県当局や広島市当局にかなりの受け入れ方の要請が来ております。同様のことはずっと各県にそれぞれいっていわゆるわけです。このことについて行政改革を担当しておる総務厅長官としてもよく考えていただきたいと思うのは、それぞれの自治体は今行革の方針にのつとて地方行革大綱に基づいてそれぞれ県、市町村で地方行革の計画をつくれと、こういうことで自治省からぎりぎり締められているわけです。の中には大きな要素として人員の削減といふことが示されているわけです。自治体はそういう形で人員の削減に非常に汗をかいしているところへ今度は国鉄のを受け入れないと、こうなっているわけです。そのことについて自治労の委員長丸山君がそう簡単にいかないんだということを言うと、労働大臣は、世間に向けて同じ仲間の国鉄の職員を自治労の委員長は冷たく扱っている。こういう発言をされたりなんかしていろいろごたごたした経過があるんですが、自治体は自治体なりに行革の努力をしているところへ受け入れる。こういうふうに私はななかながしていろいろかそう簡単にいかないんで、そのところは受け入れがスムーズにいくような環境つくりというものを自治体に対しても指導してもらわなければうまくいかないんじやないかと、こういうふうに私は思いますが、この点はひとつ念頭に置いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

いまして、お話しのよううにその後の社会経済情勢の変化が非常に大きなものでございまして、その結果、各地域ごとにいろいろと矛盾が出ておりまることは我々も十分承知いたしております。

したがいまして、この矛盾につきましては、從來官署指定という方法で若干の補正を行つて今日に至つてはいるわけでございますが、いすれは機会を見まして、地域の区分につきましても変更させていただきたいというぐあいに、率直にそのように考えております。

して、その中で、総務省長官からも、あるいは人事院総裁の方からも、よくお話をございましたけれども、人事院勧告というのは、憲法で保障された労働基本権の制約に対する代償措置として存在しているんだ、したがって完全実施するのが筋だということは、前々からもここで論議をされておるところでございますけれども、いよいよ今回この改正法案が間もなく採決されようとしておるわけでございます。

先ほど同僚委員からもお話をありました、人事

員の給与については、本年七月一日から人事院勧告どおり実施することが適当」ということで御判断されているわけです。先ほど話しましたように、完全実施ということがこれは筋でございますけれども、人事院勧告は四月から五・七四%実施しるということです。そこで来ているわけでござりますけれども、今回七月実施となつてゐるんです。これはどういふようなことなんですか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 今回の措置は、去年の官房長官談話の趣旨を一步進めるという形で解

て、我々はこれを不十分であるけれども受け入れざるを得なかつた。今回におきましては政府はむしろ、財政事情からいえば極めて厳しい状況であるということでありましたけれども、何としてもこの際人事院の勧告を最大限に尊重しなければならない、その方策として人事院が勧告した内容は全面的にこれを受け入れる、ただしやむを得ず財政上その他の事情を考慮して七月からの実施にする、こここの点だけは何としてもぎりぎりやむを得なかつたことだ、当然来年における完全実施とい

たた、これもお詫にございましたように、この地域区分の変更ということは、ひとり国家公務員のみならず地方公務員にとりましても大変大きな問題でございます。したがいまして、かなり慎重にかついろいろな方面のことを配慮しながら検討する必要がございますので、いましばらく若干の時間をいただきたい、かよう考えております。

○野田哲君 最後にもう一つ、女子の公務員の扱

院勅令が八月に提出されましてから今日まで、総務庁長官としての御苦労がいろいろあつたといふこと、先ほどもお話を聞いているわけでござります。またその反面、公務員の皆さん方の生活に関するこういうような法案というものが、国会対策の一つの道具になつてゐるんじやないかといふようなこともいろいろとうわさもされておつたわけですが、こういうことがあってはならぬ

ながら七月実施にならざるを得なかつた。  
ただ、一步進めるといふ意味合いで、従来異例の措置をしておりました率の削減ということは避けて、内容は人事院勧告どおりやつたんだということは御理解をしていただきたいと思いますが、これでそれでは職員が満足しているのかと言えば、四月から六月の分は抑制しておるわけですか決したわけでござります。そういつたことで遺憾

うものをを目指して進むことに変わりはないといふうなお話も承りました。私もたびたび閣僚会議あるいは総務廳長官等にいろいろな機会にお願いを申し上げてきましただけに、今回の措置を満足と申すわけにはまいりませんが、在来に比べてかなり大きく進歩して来年への完全実施というものがぜひ実現していただきたい、こういうふうに思つております。

いですね。この前の男女の機会均等法が成立したことを背景にして、いろいろ女子の休暇の取り扱い等について人事院でも作業を進めておられるようですが、状況を私が仄聞するところでは、労働省よりも少し人事院の方が先走ってやつておられるんじやないか、こういう印象を受けるんですが、いかがですか。

て、人効に対する基本的な認識を再度、総務厅長官からお伺いしたいと思います。

ら、その点は職員の皆さん方に御不満ももちろんあると思います。政府は雇用主の立場でございますから、そういう点については職員の皆さん方に もぜひひとつ今日置かれておる厳しい客観情勢について十分な御理解をしていただき、いささかも公務のサービスがそれによって低下するといったようなことのないようになぜひお願ひを申し上げたい。政府は政府なりの最大限の努力をした結果

○太田淳夫君　来年への完全実施という点で人事院総裁は希望されておりますが、後藤田長官も従来から、いわゆる人勘の積み残しの問題につきましては、完全実施に努力してもなおそれが実施できないときでも三年で解消したいと、当委員会でもお話をされております。ことしの人勘も結局七月実施ということになつておるわけでござりますから、六月の期末あるいは勘定手当のはね返

労働基準法の適用が外されておるということで、從前から民間とは違つた取り扱いになつてゐる部分もかなりござります。

それはさておきまして、これから我々の検討が三月三十一日までの間にやられるわけでございまづけれども、それにつきましては、労働基準法

めておる。したがつて、公務員の勤務ぶりに対する国民の物の考え方、これらも考えなきやなりません。したがつて、政府としては国政全般とのにらみ合わせの中でどうしても、政府の責任でござりますから、考へざるを得ない、この点はぜひ御理解をしていただきたいと思ひます。

○木田淳夫君 今長官のお気持ちはお聞きしまして、人事院給裁はこの点についてどのようにお考えになりますか。

りが除外された構想になっていますね。しかし今おっしゃっておられますように、来年は長官の言われる三年目に当たる。ですから、来年は間違いなく完全実施へ向けてというよりも完全実施するんだ、こういうことで確認しておきたいと思いますが、よろしいですか。

の内容の改正、もちろん差別撤廃条約の精神に従つてやるという方向を堅持しなきゃいけませんけれども、労働基準法というものもありますから、そういう点も勘案しながら検討を進めていきたいと、かように考えております。

○太田淳夫君 それでは給与法につきまして、今までこの委員会でいろいろと論議されておりま

政争の具云々というお話は、これは国会の中の話でございますから、これは国会の中でそういうことのないようになつてお願いを申し上げたいと、かように思うわけでござります。

場としましては、いつの場合でもこの勧告が完全実施されるということが最大の願いであるとともに、また唯一の願いであります。しかしながら、過去におきましても、凍結あるいは抑制ということもやむなく継続されてまいりました。その裏には政府の非常に厳しい財政事情あるいはその他の諸般の政策上の問題があつた結果でございまし

○國務大臣（後藤田正晴君）　これは先ほど野田さんにお答えいたしましたように、六十一年度は当然国政全般とのにらみ合わせをしなきやなりません。なりませんが、私としては完全実施の方針で臨んでいきたい、かよう考へておるわけでござります。

いうこといろいろとお話をあわせてございま  
すけれども、財政がどうあろうと、こういうよう  
な義務的な経費に関する問題につきましては、こ  
の委員会でも前からも論議されておりますけれど  
も、既に予算編成のときから、しっかりとした財  
源というのを確保しておくという方向で進んでい  
るけれども、必ずしもことし以上の財政的な余裕  
かなきやならないのじやないか。それでなければ  
完全実施をしていいと言つても、またそのときの、  
来年になつてどのよな状況になるかわかりませ  
んけれども、必ずしもことし以上の財政的な余裕  
というのを考えられませんですから、人事院勧告  
が出される前の例えば今度の六十二年度の予算に  
おいて、もう当然ベースアップということを予定  
していかなきやならないのです。今までいろいろ  
な財政事情によつて予算編成のときに絞られてき  
た。今一%ですか、それよりもっと二倍三倍の  
予算といふものを最初から確保していくといふこ  
とで進まないと、またまた来年になりますと完全  
なことになりかねないのじやないかと思うのです  
が、その点どうでしよう。

○太田淳夫君 次に、俸給表のことについてお尋ねしますけれども、この行政職俸給表第(一)表につきましては、今回八等級制から十級制に改められるわけでございますけれども、この等級構成がだんだん多段階的になるほど職務的な色彩が強くなつてくると思うのであります。職員の皆さん方によりましては、こういう等級構成が多段階になりますと、上位等級への昇格といふものの調子が変わつてくるし、なかなか昇級が難しくなつてくるんじやないか、こういう懸念をされている向きもあるわけでございますけれども、今後人事院はこの俸給表をどのように運用されていくのか。またそういうた懸念に対してもどのようにこたえていく所存でございますか。

○政府委員(鹿児島重治君) お話しのように、今回現行の俸給表に比べますと、行政職(一表)の場合八等級を十一級にするということで、現行の二等級の上に新しい等級を、四等級及び五等級の上にそれぞれ新しい等級をという形にいたしておるわけですがござりますが、その趣旨は、今お話の中にもございましたとおり、現在の職制あるいは職務の内容というのが非常に複雑多岐にわたりましたために、職務級の原則をできるだけ確立しようとすることで等級区分を編成し直すということにいたしたわけでございます。

これに伴いまして、今昇給スピードのお話がございましたけれども、制度的には昇級スピードは、人事院規則に基づきます必要在級年数によつてそれぞれ基本的な昇級スピードというものが決まつておるわけでございます。例えば一番下位の等級でございます五等級、これが現在四等級に上がりますためには最低四年の在級年数が必要だということに現行ではなつております。その中間に新四等級が加わりますと四年、四年にいたしますと、確かにおっしゃるとおり制度的にはスピードがおくれるということになりますので、これから法律が通りました段階で定めます規則におきましては、現在の四年間という在級年数をそれぞれ二年、二年とすることで現行の制度の値 자체は変更

○太田淳夫君 この等級の再編成につきまして今御説明ありましたがけれども、同一等級に課長も課長補佐も、場合によっては係長も混在するということがある、ですからそのため分離するんだということを言われておりますけれども、しかしながらこの等級編成によつてもやはり課長補佐と係長が混在するところもありますし、必ずしも等級と職名が一致しないということもありますから、今後そういうものをどのように解消する方針ですか。

○政府委員(鹿児島重治君) 御指摘のように、今回できる限り職務給の原則に基づきましていわゆる職名と等級というものを整理いたしましたけれども、何分にも國の本省以外の出先機関等非常に組織が複雑でございまして、新しい等級制度を適用いたしましても職名が混在するものも出てまいります。ただ、これは單純に混在しているわけではございませんで、私どもが等級別定数の査定をするわけでございますが、その査定に当たりましては、それぞれの職務の内容の困難度とか複雑度とかいうものを十分拝見した上でこれを整理いたしますので、職務の内容が単純に混在するということは今後もあり得ないというようになります。

○太田淳夫君 時間もありませんので防衛庁にお聞きします。

防衛庁の俸給体系につきまして今回いろいろと変更がありますけれども、変更する基本的な考え方をどのように考えておられますか。

○政府委員(友藤一隆君) 私どもの方の自衛官につきまして大幅な給与区分の変更を行つておりますけれども、御案内のとおり、自衛官の俸給表は階級を基礎としております階級俸をとつておりますが、給与体系そのものは一般職の給与体系に準拠いたしておりますために、階級が一般職の給与体系の基準となつております等級に対応するという仕組みになつております。

現在の階級と等級との対応関係でござりますが、約三十年前の三十二年に現在の基準の大枠が決められまして、若干の手直しはございましたが、基本的な仕組みはそのまま継続してきております。この状況でござります。したがいまして、この間、行政も複雑化、専門化いたしましたし、高度化もしてまいり、それぞの官職の職責も増え、こういうことで、一般職におきましては、この官職を一段高い等級に格上げされると、いわゆる「官職」の事態もございました。私どもこれとの均衡をとつて、こういった措置をとつたわけでござります。ただ一方では、組織編成上の観点から階級の格上げと、そのものができるところもございます。したがいまして、この間上位階級が年々少しずつふえるという事態とともに、一方ではその間のアンバランスも出てきておるという状況でございました。したがいまして、階級の持つ本来的な意義と個別の官職との間にずれが出てまいりましたので、例えば将の中に将(二)が多数存在して、これが指定職ではございませんので、将の相対的な格付といつたものが一般職との関係で低下するとか、あるいは中央機関の部長等に準るべき委員会の部長等が将補という階級でございまして指定職として扱われないということでおざいますとか、課長クラスにおきましても一等級というような格付にて階級の面からなかなかいいかない、こういった状況が生じたわけでございまして、今回一般職におきまして俸給表の体系を全面的に再編成されました。機会に、私どももこの自衛官の俸給表におきまして、この趣旨に準じまして俸給表を改定して、本來の階級と官職とのずれが生じませんように自衛官の階級と一般職の職務の等級等との対応関係の均衡をとらしていただいた、こうしたことでおざいます。

も答弁されていましたように、五十三年四月に発足しました防衛庁職員給与制度等研究会で検討を加えているということでおざいましたけれども、その検討の結果というのは今回のこの改正にどのようにそれがあらわされているのか。

また、この防衛庁職員の給与制度については、この委員会でも指摘されていましたように複雑でわかりにくいという点で、六十年度の公務員制度全体の見直しのときに改善するという答弁もされているわけですから、今回この改正の概略を見ましても、そういう点で、六十年度の公務員制度はわかりやすさというものが一向に改善されないようと思うわけでございます。その点どのような検討され、そしてどのように今回の制度全体の見直しのときにその改善のあれがあらわされているのか、こういうことをお聞きしたいと思いま

す。

○政府委員(友藤一隆君) 五十三年四月に発足いたしました御指摘の防衛庁職員給与制度等研究会でござりますが、これまでに七回審議をやつてお

りまして、自衛官の階級と職務の等級との対応

関係あるいは年金等の問題についてこれまで御意

見を承っております。

今回の自衛官俸給表の改定につきましては、昨年十月、それから本年九月の二回にわたりまして御審議をいたしました。おおむね現在御審議

をおいておりますが、改定案のそれぞれのプリンシップにつきまして御理解をいたいたところでござります。ただ、この研究会は従前の調査会と違いまして、御意見を伺うということでございまして、答申等は以前のように出していくいただくといふ形にはなっておりません。おおむねその方針にのつとつた改定であるというふうに御理解を賜りたいと思います。

それから給与体系が非常に複雑であるという御指摘の点につきましては、私ども今まで御指摘をいただきまして検討してまいったわけでおざいますが、御案内のとおり、自衛官の給与と申しますのは、特別職ではござりますけれども国家公務

員でござりますし、一般職の国家公務員給与との

ようか。

均衡をとるということも必要でございますし、また他方で自衛官の任務あるいは勤務の特殊性といったものも踏まえなければいけない、こういう二つの要請を踏まえてうまく調和をとっていく給与俸給制度でなくてはいけないということで検討をしておったわけでございますけれども、なかなか一般職との均衡をとりながら独自のものにするとい

うことが難しくございます。自衛官の任務の特殊性を加味いたしました場合には、いろいろ計算、控除していくというような形にどうしてもなりがちでございます。現在のところ、若干複雑といふ御指摘がございますけれども、従前の方式にかかる適切なものが今回見出せませんで、今回の改正におきましては、まず先ほど申し上げました階級と職務の等級との均衡を図るということでおこなわれております。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁にお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の勧告を最大限尊重して完全実施に向けて最大限の努力をしてまいりたい、かように考えております。

員でござります。十一月八日の長官の談話では、来年度以降においては人事院勧告の率と時期の完全実施へ向けて誠意を持って対処する、私はこの一字一句は非常に重みがあると思うんです。

は今後であります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

勧告を最大限尊重して完全実施に向けて最大限の努力をしてまいりたい、かように考えております。

そこまで、御両氏にお伺いしたいのは、次の問題

です。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) これはもう人事院の

ようか。

○内藤功君 最初に総務庁長官並びに人事院総裁をお伺いしたいと思います。

○太田淳夫君 終わります。

○内藤

下させないことが基本精神であります。そういう問題を前提としてあとは、関係職員団体、労働組合、そういうところには婦人部とか婦人協議会とかというのがあるでありますから、そういう方々と十二分に協議してその意向を取り入れていくという基本姿勢がまず絶対に必要だと思います。わかり切ったことだと思います。この点までお答えを願いたいと思うんです。

○政府委員(叶野七郎君) 我々の方としても、三月三十一日を一応の目安にいたしまして現在の一〇一七の規則の改正を検討しているわけでござります。基本的な考え方といたしましては、差別撤廃条約の精神に沿いましてその方向で検討する、やや具体的に申しますれば、母性保護というものはなるべく手厚く残す、ただし女子なるがゆえの保護というようなことは、職域拡大であるとかあるいは日常の仕事に対する差別というようなことがござりますので、この方はできる限りこれを废止したいというのが基本的方向でございます。

さらに具体的に申しますれば、例えば産休の期間、こういうようなものは、これは母性保護のものばかりでござりますのでそういう意味で延長したい。それから生理休暇につきましては、これは従前の取り扱いといふものについては若干の見直しを必要とするんではないか、そのほか深夜勤務であるとか超勤の方は原則的には撤廃したい、このように私は考えております。ただ、その面でも、現在の日本と申しまして、深夜勤務の制限なり超勤の制限といふものをどの程度にするか、今後の検討材料にしていきたいと思ひます。

これらにつきましては、今まで再三再四にわたりまして職員団体なりあるいは婦人代表の方々の意見というものを十分に聴取してございます。今後ともその手では続けまして、かかるべき妥当な結論に持つていきたいと思ひます。

○内藤功君 今言われた内容については関係団体の中に強い反対をしている部分があります。私自身も納得できない部分が多くありますので、今まで

実行することのできない問題ですから、関係団体との協議、交渉というものをしてくださいました。きょうは時間がありませんので、細部はまたいずれ次の機会に質問したいと思います。

三点目の質問ですが、人事院総裁にこれもお伺いしたいと思います。

十月の十三日に人事院は国家公務員の単身赴任等の実態調査結果を発表いたしました。私もさつと拝見いたしましたが、その概要、特に年代別に今国家公務員の単身赴任の実情はどうなつておるか、それから民間でのこれに対する配慮、措置とか

いうものと比べまして、みずから省みて、単身赴任等についての国家公務員への取り扱いはどういう点がおくれているか、あるいははどう違つておるかと、それから民間でのこれに対する配慮、措置とか

いうものと比べまして、みずから省みて、単身赴任等についての国家公務員への取り扱いはどう

ういふ点がおくれているか、あるいははどう違つておる

かというような点についてのお考へを伺いたい。

もう一つは、私どもの目に触れた職員団体のアンケートによりますと、単身赴任で一番困るもの

は何かというアンケートですが、一番多いのは経

済的負担、二番が健康問題、三番目が家族とのコ

ミュニケーション、四番目が子供のしつけ、五番

目が教育、進学、等々という順序になつております。

これは当然だと思うんですね。何を今すばり

希望するかということについては、単身赴任手当

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうちは単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

いうことでござります。したがいまして、残りの

五四・六%はまず転居を伴う異動がないといふこ

とでござります。転居を伴う異動がござります企

業のうち単身赴任について何らかの措置をとつて

いるというところが全体の七〇・五%ございま

す。ただ、措置の内容は極めてまちまちでござい

ます。たまたまある企業とおきまして転居を伴う異

動がござります企業と

いうものが、民調規模で申しますと四五・四%と

○政府委員(網谷重男君) 人事院の昭和六十年度予算額でございますが、五十五億八千七百七万四千円、定員は、人數は七百十名でございます。  
○柳澤鍊造君 総裁のおっしゃるお気持ち、隣に総務庁長官がいらっしゃるから余りきついこともありますと言えないでかなり政府を立てたような答弁をなさつていただいたと思うんですよ。しかし、私が言いたいのは、それだけの今お聞きした七百十人からの職員を抱えて、それで五十五億からのお金を使って今までおやりになつてある。それで一生懸命そういうデータを集めて一つの結論を出したものを持つていつてもちつとも受け入れてくれない。仮の顔も三度という言葉があるんだけれども、三度どころじやなくて、またことしも踏みにじられるわけでしょう。先ほど総裁の御答弁というのをお聞きしておりますと、精いっぱいの御心境を申されたと思いますし、それ以上責める気持ちはないですから申しませんが、自分たちが出して守らなかつたら、何事だと言つて総務庁長官の前でも行つて総裁以下みんなで座り込むぐらいのことをやらぬと聞かぬですよ。せつからく人事院がつて、五十五億からのお金を使っておやりになつてゐるんだから、そういうものが実を結ぶようになければ——私が一番言いたいのは、これだけの七百十人の人が働いて、五十五億の税金を使うわけですから、それがむだになるんじゃないですか。単なる民間産業のことのベアが幾らだとうのを出してやるぐらいのことだつたら、そんなもの十人か何人か、コンピューターがあるんですから、ただそれだけのことだつたらそんなに難しくない。だから人事院の権威というものをお守りいただきたい、その御努力をしていただきたい、それだけお願いしておきます。

次は、これはお答えいただかなきやいけないんですけれども、四年前になるんですが、国家公務員の年次休暇について別な場でもって私が聞いたことがあるんです。一日もしくは半日または一時間という年次休暇のとり方。前総裁のときですかれども、時の人事院総裁は、お互に都合がいい

からやつているんですよ、もし認めるならば労働基準  
法を改正して全部がそういう休暇のとり方をする  
けれども、今人事院総裁が答えたことを認めるん  
ですか、ILOの年次休暇の条約にも今のような  
考へはないんですよ、もし認めるなら労働大臣  
法を改正して全部がそういう休暇のとり方をする  
ようにしたらしいし、それがいかぬというなら  
ば、あの人事院のあれはたしか大正十三年閣令第  
四号かなんかをよりどころにした規則ですから、  
それを変えるということをやらせにやいかぬです  
けれども、労働大臣どうですかと言つたら、時の  
労働大臣は、今人事院總裁が答えたことは国際趨  
勢上からいっても間違っています、直ちに改正し  
ていただきますというから、労働大臣がそれだけ  
明確な答弁をしてくれればそれで結構ですと。あ  
れから四年たつたんですから、その改正はなさつ  
たのかどうですか。

○政府委員(叶野七郎君) 確かに年次休暇の使用  
の方法、労働者の方では昭和二十二年の通達で一  
日単位以外は使ってならぬというふうに言つてお  
ります。それに対しまして、公務員の場合には一  
日、半日、一時間でも可というやり方をやってき  
てまいったわけでございます。その点につきまし  
ては、五十六年に先生から御指摘のあったことに  
つきましては私も十分承知しております。

今回の改正に当たりましても、その点いろいろ  
検討いたしましたわけでござりますけれども、職員全  
体として一、二時間の早退なり遅滞した場合にも  
これを全部一日と換算するというのが果たして職  
員に対する一つの保障として認めたものの行使と  
して妥当なものかどうかという点も十分に検討し  
たわけござります。そういうようなことで、今  
回の整備に当たりましては意に添わない点ではござ  
りますけれども、一日、半日を原則とする、た  
だし各省府庁がやむを得ないと認めた場合には時間  
単位でもよろしいということにいたしたわけでござ  
ります。そういう意味で前のことと直さないと  
いうことには間違います。その点につきま  
ましては今後の検討課題にさせてもらいたいと思

○柳澤鍊造君 今度は総裁、今のような四年たつても直さぬようなことをしているから、勧告を出しても政府になめられて踏みつぶされるんですよ。ILOにはちゃんとそういう年次休暇の条約があつて日本もきちんと批准しているんだけれども、その中にはそういう考え方はないんですよ。だからそういう点でこれはぜひ改正していただきを要望申し上げて、それだけはやりますという御返事をいただきたい。それで終わります。

○政府委員(内海倫君) 十分承つておきます。

○委員長(亀長友義君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

それでは、これより三法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○内藤功君 私は、日本共産党を代表して、給与関係三法案いずれも反対の討論を行います。まず、一般職員給与法改正案についてであります。

政府は、人事院勧告制度は労働基本権の代償であるとし、最高裁判所もこれを判示しているにかかりわらず、四年連続の凍結あるいは抑制の上にさらに今年度も実施時期を三ヵ月おくらせようとするものであります。このため、公務員労働者の損害は、期末・勤勉手当を含めて四・九ヶ月、平均一人七万円に上ると試算されます。これは人勧制度を設けた経緯からしても、また公務員労働者の人勧完全実施という切実な願いを踏みにじるという点でも、断じて容認できないのであります。

また、八等級制から十一級制への移行など、職務給強化を内容とする俸給制度の再編成は、特権的官僚制度を温存する一方、能力主義管理によつて公務員労働者への新たな差別と分断を強めるおそれがあるのであります。

人事院は、特別休暇から生理休暇を除外して病休扱いにするとしていますが、これは母性保護の立場からも賛成できません。

次に、特別職職員給与法改正案についてあります。

本案は、現状でも国民一般の生活水準や生活実感からして高過ぎると見られている内閣總理大臣や國務大臣の給与水準をさらに引き上げようとする点で、到底国民の理解を得られるものではありません。

次に、防衛厅職員給与法改正についてあります。

我が党は、本来、自衛隊の保有自体憲法違反との基本的立場をとっているのであります。しかし勤労者でもある隊員、特に曹士、下級幹部及びその家族の給与と生活は、一般職職員と同様、保障されなければなりません。したがって本法案に反対であります。

なお、今回の改定によって、軍事費は三木内閣以来の政府みずから公約であるGNP 1%枠を一時的にせよ超えることになります。私は、自衛隊の新規正面装備費、米軍に対する思いやり予算など軍事費の大額削減を改めて強く要求するものであります。

最後に、政府の四年連続の人事院勧告凍結、抑制による実損分の回復措置を可及的速やかに講ずることを重ねて要望し、反対討論を終わります。

○委員長(鶴長友義君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決をいたしました。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴長友義君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決をいたしました。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決をいたします。

〔賛成者挙手〕

が、御異議ございませんか。

○委員長(鰐長友義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後零時四十七分休憩

午後一時三十分開会

を再開いたします。  
まず、委員の異動について御報告いたします。  
本日、棚澤鍊造君及び内藤功君が委員を辞任され、その補欠として井上計君及び近藤忠孝君が選任されました。

○委員長(鶴長友義君)　國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

○鶴山篤君 質疑のある方は順次御発言願います。

○鶴山篤君 四共済担当大臣にまず伺います。

　今回のそれぞれの共済組合制度を改正いたしました後はその改正をされたものでしばらく運用がされるわけです。当然のことではあります、閣議の決定に基づいて公的年金制度の一元化を推進す

○國務大臣(竹下登君) 一元化の持つイメージと  
いうことにつきまして、昨日、年金担当大臣でござります厚生大臣からお答えがありましたので、  
私の方から順次発言をさしていただきます。  
確かに鶴山さんもおっしゃっておりましたよう  
に、統合あるいは一体化、こう言うと私のような  
素人にも何だかイメージとしてわかるような気が  
いたします。しかし統合と言わないで一元化と言  
っておりますだけに、すとんと胸にこたえるよう  
なイメージがなかなかわかないというのは私も思  
いをひとしくいたしましたこともございます。だが今  
回、私なりに過去を振り返ってみると、まず  
は、これは一元化というものが主体であったの  
か、あるいは国鉄共済の問題が主体であつたの  
か、これは別といたしまして、国鉄、元電電、元  
専売、そして国家公務員等、これは統合法案とい  
うものをいろいろな議論の末通していただきたこ  
とが、私なりに見れば第一段階と言えるのか  
な、あるいは紀元前一段階と言えるのかは別とい  
たしまして、手始めであつたな。それから次が、  
議了していただきました国年、厚年、そして基礎  
年金というものができたことが第二段階で  
はなかつたか。そして今回、国家公務員等共済組  
合法に関する共済年金制度の中へ基礎年金制度が  
入れられて、少なくとも基礎年金部分については  
負担と給付というのがある程度一元化された方向  
になり、全体で見ますと、そのことで給付の一元  
化がほぼ終わった、こんな感じがいたしております。  
そうすると、次の段階というのは結局、負担の  
一元化ということになるんではなかろうか。しか  
し、そのようにして将来に向かつて安定した年金

制度が確立されるその七十年の姿の一元化というのは、これは自由民主党のプロ集団で一遍議論されましたが統合的なものも私の念頭に皆無ではございませんが、それぞれの年金の持つ特殊性、それなからうか。素人なりにこんな印象を持っておりますことを申し上げます。

○國務大臣(古屋亨君)　自治省の立場として申し上げますが、公的年金の一元化の目標に向かいまして、今大蔵大臣からお話をありましたように、共通の基礎年金を導入する、あるいはまた給付水準の適正化等、こういう問題は今度の法律を通じていただければ相当徹底して行えるかと私は考えております。ただ、昭和六十年度以降の問題につきましては、恐らく昭和六十一年度までに措置を踏まえまして検討されていくこととなると思うのでございますが、いすれにいたしましても、公的年金制度の長期的な安定ということと整合性ある発展を図るということは、各制度を通じまして調整措置が進められていくと考えております。

自治省として例えばどんなものが残つておるかというようなお話になりますと、例えば今の地共済の連合会の中では公立学校共済組合とか警察共済組合というのも今別個でございますが、将来においてはこういうのも一緒になるべきものである。時期についてはまだわかりませんが、そういう問題等が残つておるところでございます。

○國務大臣(松永光君)　お答えいたします。

高齢化社会の到来を考えますと、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るために、いわゆる公的年金制度の一元化がどうしても必要であるということで一元化へ向けての施策が進められておるというふうに理解いたしております。そういう立場に立ちまして、私学共済につきましても今審議をお願いしているような改革を実施すべくお願いをしているところであります。

今回の改正で、先ほど大蔵大臣の話にもありました  
が、給付面での一元化はほぼ達成されると考  
えておりますが、昭和六十一年度以降につきまし  
ては、私学共済の関係につきましても、全体の方  
向を踏まえながら私学共済制度の沿革等にも配慮  
して私立学校教育の振興に資するという私学共済  
の制度のねらいが損なわれることのないよう配  
慮しながら対応してまいりたいというふうに考  
えておるわけでございます。

○國務大臣(佐藤守良君) 猪山先生にお答えいた  
します。

今度の改正は、先生も御存じのこととございま  
すが、激増な人口の高齢化に対応するため、その  
社会情勢に対応するために制度の整合性、あるいは  
は給付と負担の均衡を図ること、あるいは世代間  
の公平、あるいは財政的に長期的な安定を図る、  
こんなねらいで一元化ができたわけでございま  
す。そんなことで今のような措置を踏まえまし  
て、引き続き制度間の調整を進め、昭和七十年を  
目途に公的年金制度全体の一元化を完了させること  
ととしております。そういうことで、我が農林年  
金につきまして、このよなな全体の方向を踏ま  
えつつ、制度間の給付と負担の均衡の問題に対処  
しつつ、農林年金制度の沿革等にも配慮して、農  
林漁業団体職員の人材確保を図るというねらいが  
損なわれることのないよう万全を期してまいりた  
いと考えておるわけでございます。

○猪山薦君 そこで自治大臣にお伺いしますが、  
前回の法律改正で財政調整が行われた。しかし制  
度としては九十一に分立をしておるわけですね。  
したがって地共済としての次の段階の一元化とい  
うものは、先ほどお話をありました負担と給付の  
見直しといいますか一元化、この二つに集約され  
ますか。その点いかがでしょう。

○國務大臣(古屋信君) この問題は、次の段階に  
おきましては、負担の点がまだ大蔵大臣が言  
いましたように調整が問題になつておりますの  
で、給付の方はある程度まで進められることにな  
ると思いますが、負担の問題は今後の問題になつ  
ますか。その点いかがでしょう。



現時点では考えておりません、こうなことを統一見解をつくる段階でいろいろすり合わせしたと  
いうお答えを申し上げたわけでございます。

理論的にはあり得るかなどいふことはございませんで、若干の注釈を加えますならば、国鉄、元電電、元専売、国家公務員の統合法案の際、いわゆる審議会等に参加していくただく經營者側の皆さん方、労働側の皆さん方と種々懇談いたしました際、いろいろな議論はございましたものの、最終的に成案を得ることができたのは、まさに労働者連帯といふものだという感じを受けまして、大変感銘を深めました。したがって、それがさらに広がり、そして国民連帯というような物の考え方というものにおいては理論的にはあり得るであろうという意味で申し上げてきましたわけでござります。

○国務大臣古賀亨君　たたいま大蔵大臣から  
政府の統一解釈といたしまして、国鉄共済救済につきましては他の制度に参加を求めるとは理論的にはあり得るが現時点では念頭にないということを答弁しておられるところでございます。しながらいまして、地方共済の立場といたしましては、六十四年までは大蔵大臣の答弁を文字どおりに受けとめまして、現時点では国鉄共済救済に参加を認められることは念頭にはありません。十五年以降については今後検討すべきことでござります。

○國務大臣(松永光君) 先ほど大藏大臣がお答えになりましたことと理論的には同じ考え方なんだと思いますが、私学共済を所管する文部大臣の立場から申し上げますと、国鉄共済問題については、従来の経験等からしても、国あるいは国鉄自身がどう対処していくかという問題の方が先ではなかろうかという考え方方が大部分であろうと思います。しかし一方、高齢化社会を控えて国民連帯などという公的年金制度で対処していくべきやならぬという考え方、そういう考え方方が理論的にありますけれども、しかし私

そういう考え方を持つてないわけでござります。  
いずれにせよ、私学共済という制度発足の趣旨にかんがみ、また私学共済が我が国の学校教育の中での私学の振興に非常に大きく貢献してきたといた、まだそういう目的を持つてているということを念頭に置いて誤りなきよう対応していかなければならぬというのが私の立場であるというふうに受けとめておるわけでございます。

○國務大臣(佐藤守良君) 植山先生にお答えいたします。  
実は、大蔵大臣の答弁と同じようになるかと思うのでございますが、「諸般の検討」ということにつきましては、今後速やかに検討することとしておりますので、現時点では明確でないようあります。が、國鉄の自助努力や國の負担の問題のほか、例えば積立金の処理等の諸般の検討を行ふものと理解しております。

農林年金からの財政調整なり支援を行うことにつきましては、理論としては大蔵大臣のおっしゃったようなことで、他制度からの連帶もあり得るということとあります。が、現時点では考えていいないということをございます。

○鶴山篤君 運輸大臣にお伺いをしますが、衆議院の議事録を読んでおります範囲で言いますと、「國鉄の自助努力」というのには、昨日も大蔵大臣解説がつけ加えられたわけですが、資産の処分などを指していると、こう言われたわけです。そうしますと、組合員の負担を引き上げるとか、あるいは給付の引き下げをこの際改めて考えるとか、そういうふうな犠牲を負うといいますか、そういうことは直接的な犠牲を負わない、こういうふうに私は今までの議事録、答弁を要約して理解をしているわけですが、その考え方には間違いないでしようか。

○國務大臣(山下徳夫君) ただいま御指摘の点につきましては、これから検討課題だと私は存じております。いずれにいたしましても、私は國鉄

○鴨山篤君 その点少しニユアンスが違いますね。運輸大臣は検討していくというふうに検討課題に残されました。しかし、今までの衆議院の審議と昨晩の大蔵大臣の追加説明では、そういうことはもはや検討にも値しないと言えれば語弊がありますが、検討したとしてみても負担を組合員にさせるようなことはない、こういうふうに我々は審議を通して理解しているわけですが、運輸大臣、その点どうですか。

○國務大臣(山下徳夫君) この問題につきましては既に統一見解が示されております。私はその線に沿つて御答弁申し上げた次第でございます。繰り返し申し上げるならば、御指摘の点につきましては、この問題を解決する上で重要な点であるので十分検討したいと、このように申し上げる以外にはないと思います。

○鴨山篤君 大蔵大臣、今までの各大臣の答弁を聞かれたと思うんです。

さてそこで、「国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加え、支払いに支障のないようになります。」こう書いてある。申し上げては申しわけないとは思いますがけれども、かなり周りの壁を押さえられた上で「国鉄の自助努力と国の負担を含め」というところに大部分の力が入ったわけですね。私は、来年から六十四年までの発生するであろう赤字の予想額を具体的に申し上げませんが、七、八百億ずつふえるでありますよ。膨大なお金です。そのことを考えてみると「国の負担を含め」というふうな他人ごとでなくして、「国の負担」が基本であって、周りからいろいろ御協力を賜る、こういうふうに統一見解は読みかえといかなれば適切でないというふうに考えますのが、大蔵大臣、その点はどうでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 「国の負担」ということを私どもも統一見解で申し上げておるわけであります

りますと、これもいずれ国民の皆さん方の負担に基づく収入財源をもつて充てるわけでございますから、言ってみれば国民連帯の中、極端に幅を縮めていくと税収の中からこれを求めるということにつきましては、国の制度全体の中で、言葉は悪うございますが、それそれどういう理屈がついていくかということについて十分な配慮を持つた検討が必要でございますので、読んで字のごとき統一見解としてこれをまとめた次第であります。

○鶴山篤君 各大臣お忙しいようですが、今問題はもう一度後で改めて確認しますが、農水大臣、それから文部大臣、どうぞお帰りいただい結構です。

せつからくの機会ですから、運輸大臣と自治大臣にけさの閣議決定に関連して取り扱いを伺います。

希望退職について来年から始めましょう、こういうふうでありますね。その際、退職の割り増しも出しましよう。もちろんこれは立法化の必要性があるでしょうが、どの程度の特別給付金を考えておられるのか。

それから、これは大蔵大臣、自治大臣に係るわけですが、来年希望退職すると公的機関に、どういう方法になるかわかりませんが、中途採用で入る、地方公務員に中途採用で入る、こんな場面が想定されるわけです。それからもう一つは、やめて民間に行きましょう、あるいはせっかくだから割り増しの退職金をもらっておやじの商売を継ごう、百姓をやろう、こういうことがあり得るわけです。

さてそこで、この割り増しの退職金の適用のグループですね、私が今申し上げた、これはどういふう適用の方法を考えられているんですか。わかりやすく言えば、国鉄を希望退職でやめて運輸省中途採用で入った人には退職金を出すんですか出さないんですか、割り増しの退職金をつけるんですけど、つかなければですかというふうな、それそれのグループを考えてみると、いろいろな問題点が

あると忠うんです。そのことについて運輸大臣からまずお話を承って、大蔵大臣、自治大臣がそれぞれ衝に当たつているものについてそれぞれお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(山下徳夫君) 今事務的に詰めている段階でございますので、現時点における状況を、むしろ事務当局の方が適当かと思いますので、政府委員から答弁させます。

○政府委員(中島眞二君) ただいま御指摘の希望退職の場合におきますところの退職時の給付の臨時の特例措置でございます。

最初御質問のございましたその具体的な金額といいますか、そういうものにつきましては現在検討を進めているところでございますが、考え方としては実効性のあるものでなければいけません。

先例といたしまして、電話の自動化に伴いまして希望退職を募集して、これに対する上積み給付を行った事例がござります。このときは、勤続五年以上の職員につきましては基準内賃金の十ヵ月、それから五年未満の職員につきましては基準内賃金の八ヵ月というとの前例がござります。この前例やそれから民間におきます最近の事例などを参考にいたしまして、現在その具体的な内容について詰めを行つておるところでございます。いずれにいたしましても、六十一年度の予算に計上しなければいけませんので、この予算編成に合わせるといふことでござります。そしてまた、これについては法的な措置が必要でございますので、次期通常国会におきまして予算関係法案として提出さるということござります。それに考えておるところでございます。

さらに、御質問のございました退職時の給付の臨時の特例につきましての具体的な適用の問題でござります。これにつきましては、今のところ私どもが考へておりますのは、給付の対象者は国鉄の総裁の認定を受けた者ということにいたしますが、ただし自己都合によつて退職する者とか、国、地方公共団体または特殊法人に採用されるこ

とが予定されている者、昭和六十一年度末におきまして溝五十五歳以上の者、それから退職前提出職者というような者につきましてはこの認定は行わないということを方針といたしております。

國なり地方公共団体または特殊法人に採用されることが予定されている者ということを除きましては、公社である從来の職場と同様な地位が確保できることを方針といたしております。

○國務大臣(古屋亨君) 国鉄余剰人員対策の基本方針につきまして、地方共済との関係あるいは国鉄から地方団体に移った者、こういう者に対する年金の措置の問題でございますが、今運輸省から話しましたように、地方団体で採用する者については、さつきの認定は行わないということでござります。

そこで、そういう意味とするならば、当然所管の運輸大臣として、国鉄は財政上そういう措置が可能かどうか。三万人というような数字が出てきますね。その場合の退職金の持参金について、どこから捻出してお手当ができる余裕があるのかどうか。そのことを両方の大臣からもう一遍明確にしてもらいたいと思うんです。共済の方はまた別に伺います。

○政府委員(中島眞二君) 先ほど私がお答えいたしましたのは、二万人の希望退職についての臨時の特例給付というものについてお答えをした次第でございます。

今先生御指摘の点は、地方公共団体に国鉄職員が移りました場合の退職手当がどうなるかという御質問でございます。

○政府委員(中島眞二君) はい。それで地方公共団体に再就職しました場合の退職金の支給の方式といつましても、国鉄を退職いたしますときにそれまでの国鉄の在職期間分の退職金を支給いたしまして、再就職先では採用後の期間分を退職時に支給するというやり方と、もう一つは国鉄の在職期間と再就職先での在職期間を通算いたしまして、再就職先での退職時に一括して退職金を支給するという方式が考へられるわけでございますけれども、運輸省といたしましても、一般的には国鉄退職時にそれまでの国鉄在職期間にかかわります

治大臣のお答えと大体同じ趣旨であるということ

でございます。

○鶴山篤君 今はしくも退職金と年金財政についていささかも迷惑をかけないようにという開議

決定があったという発表があつたわけですね。そして、国鉄からどこの官公庁に入ろうとも、中途採用であろうとも、それはずっと通算して最後に退職金を払う。その場合に、過去国鉄に二十年おつた、十年いた分の退職金相当額については、当該人が退職をする際に国鉄から金を持つてくるんだ、こういう意味ですね。

そこで、そういう意味とするならば、当然所管の運輸大臣として、国鉄は財政上そういう措置が可能かどうか。三万人というような数字が出てきますね。その場合の退職金の持参金について、どこから捻出してお手当ができる余裕があるのかどうか。そのことを両方の大蔵からもう一遍明確にしてもらいたいと思うんです。共済の方はまた別に伺います。

昭和六十一年度におきましては、これは国鉄の予算において措置するわけでございますし、それから六十二年度以降につきましては、四十一千人の旧国鉄に所属いたします特別対策対象者についたしまして、今のような方向で検討を進めているところでございます。

なお、御指摘の退職金の財源につきましては、昭和六十一年度におきましては、これは国鉄の予算において措置するわけでございますし、それから六十二年度以降につきましては、四十一千人の旧国鉄に所属いたします特別対策対象者についたしまして、今のような方向で検討を進めているところでございます。

○政府委員(中島眞二君) 今先生御指摘の点は、地方公共団体に国鉄職員が移りました場合の退職手当がどうなるかという御質問でございます。

○鶴山篤君 それは公会公團でも同じですよね。

○政府委員(中島眞二君) はい。それで地方公共団体に再就職しました場合の退職金の支給の方式といつましても、国鉄を退職いたしますときにそれまでの国鉄の在職期間分の退職金を支給いたしまして、再就職先では採用後の期間分を退職時に支給するというやり方と、もう一つは国鉄の在職期間と再就職先での在職期間を通算いたしまして、再就職先での退職時に一括して退職金を支給するという方式が考へられるわけでございますけれども、運輸省といたしましても、一般的には国

ろでございます。と申しますのは、地方公共団体に負担をかけないということが必要でございます。

〔委員長退席、理事曾根田郁夫君着席〕

それからまた実質的に考えました場合、国鉄を退職いたしました場合の年齢によっても違いますけれども、国鉄の場合よりも、一般的に申しますれば、地方公務員になつた場合には定年の時期も長く、公社である從来の職場と同様な地位が確保できないというふうに考えておるところでございます。

そこで、そういう意味とするならば、当然所管の運輸大臣として、国鉄は財政上そういう措置が可能かどうか。三万人というような数字が出てきますね。その場合の退職金の持参金について、どこから捻出してお手当ができる余裕があるのかどうか。そのことを両方の大蔵からもう一遍明確にしてもらいたいと思うんです。共済の方はまた別に伺います。

昭和六十一年度におきましては、これは国鉄の予算において措置するわけでございますし、それから六十二年度以降につきましては、四十一千人の旧国鉄に所属いたします特別対策対象者についたしまして、今のような方向で検討を進めているところでございます。

なお、御指摘の退職金の財源につきましては、昭和六十一年度におきましては、これは国鉄の予算において措置するわけでございますし、それから六十二年度以降につきましては、四十一千人の旧国鉄に所属いたします特別対策対象者についたしまして、今のような方向で検討を進めているところでございます。

○鶴山篤君 じゃ退職金はその程度にして、年金についても同じように迷惑をかけない。従来どういう措置をしておつたか。まず大蔵大臣でしようね。

○鶴山篤君 じゃ退職金はその程度にして、年金についても同じように迷惑をかけない。従来どういう措置をしておつたか。まず大蔵大臣でしようね。

例えは国鉄なり電電なり専売をやめて、退職して民間の会社に行つたという場合には、年金制度でいえば厚生年金の適用を受ける。純粹にうちの事業を継承するという場合に、厚生年金もあるでしょうし、国民年金もあるであります。あるいは三公社の諸君が中途でやめて官厅に中途採用される場合は、公会公團でも同じです。それは公会公團で行くという例は非常に少ないんですね。一人とか三人とかというふうに個々に行くわけですね。

〔理事曾根田郁夫君退席、委員長着席〕

そういう例が過去多かったわけですが、そういう場合に、国鉄共済年金から厚生年金保険に過去の分をショット彗いたという例はないと思うんですね。厚生年金に加入して厚生年金全体の財源の中で六十歳になれば年金を受給する、こういう例が多いと思います。今回の場合も、今回というか、けさの決定に基づくものによっても、個々に一人一人で行く場面も生ずるでしょうし、まとめて集団で中途採用ということもあるわけですね。そうなりますと、この持参金の持っていく式ではどういうふうに変わるので、その点を明確にしてもらいたい。

ございますが、従来国鉄をやめまして民間へ行きましたという場合には、国鉄のときは共済年金制度、民間へ行きますと厚生年金制度で、制度が違いますから、ここは一つの制度を卒業して別の制度へ入る、こういうことで、もし支給開始年齢に達しておれば共済年金の支給を受けるということをございます。ただし、所得によっての制限といふのはございましたが、あくまで一つの制度を終わって別の制度へ入つた、こういう仕切りになつております。例えば今度は国鉄をやめて国家公務員になつたというような場合には、これは共済制度の中での通算という形でもつて処理されておりました。たゞ、こういうことでございました、こういふことです。

○鶴山篤君　わかりやすく言いますと、電電公社にいた人が、勤続十二年でも十三年でも結構ですよ、やめて三菱電機に入る。そうすると、年金制度でいいますと電電の共済組合から厚生年金に移るわけです。法律の建前から言つて、これは渡りでありますから当然通算することになるわけですね。ただし、過去電電におつた十年なり十二年の積立分はしょっていくのか、それともその方が六

十歳なり六十五歳で年金の受給を受けるときになつて初めて、電電公社あるいは電電株式会社からそれ相当分の持参金をそのときに渡すのか。過去にどういう方法をとつたのか。現に電電も属人的には幾人か民間の会社に入つてゐるわけです。それをどうするのか。それは属人の場合です。電電公社あるいは国鉄からまとめて三百人も例えれば三菱電機に入ったとか、クロネコヤマトに三百人まとめて入つたという場合に、その通算のことは法律上よくわかる。しかし、持参金の持つていき方あるいは持つていかなくていいのか、その点はどうなつてゐるんですか。

○政府委員(門田實君) これまでの扱いでございますが、通算しまして、年齢、加入期間を満たしておるという場合には、公共企業体時代の年金と民間へ行きました厚生年金と、いわば二つの年金とが出てるわけでございます。したがいまして、その財源は、公企体の共済、厚生年金それのところから払われておるということございまして、したがいまして、その間において何か積立金を移しがえするとか、そういうことは必要とされていないわけでございます。

○鵜山篤君 今審議官から言われたようなことであります。けさの閣議決定ではこの共済組合の持参金の昭和六十一年四月以降についてはまだ不明瞭です。個々の話は別にして、集団で同一箇所に中途採用になつた場合にはそう簡単な話にはならない可能性を持つてゐるんじゃないかな、こういう気がします。きょうは時間ありませんから、国鉄問題はもう一度、六十四年度までと六十五年度以降との問題、それから改正法の中に出ておりますみなしの問題、職域年金三階建ての問題などはまとめて一本で国鉄問題で時間をとつていただきますので、あらかじめ御準備をいただきたいと思います。

次に移りたいと思いますが、今回膨大な改正が提案されました。人事院総裁に伺いますが、公務員法百七条あるいは百八条などの条文に照らしまして、この重大な労働条件の変更あるいは制度の

改正、あるいは大きく述べますと公務員制度そのものにもかかわっていることでありますので、しかるべき調査をされて、かかるべき意見を持たれています。あるいはそれがどういうふうに受けとめられたのか。少し長くなりましたが、四つの分野にわたってお尋ねをしておきたいと思います。

○政府委員(内海倫君) 今回の年金制度の改正につきましては、今まで大蔵大臣初め、その制度の改正の趣旨の必要性ということが述べられておるわけでございまして、この趣旨それ自体に對しては、公務員の立場からも、要するに年金制度というものが長い将来にわたって安定していく、安定した制度であることが極めて大事でございますから、そういう意味においては私どももこれを了承せざるを得ないという立場をとりました。しかしながら、今回の共済年金法といふものを見てみると、公務員に対する在來のといいますか、現在の制度と比較しますと、かなり厳しい条件も存在することは事実でございます。しかししながら、それにもかかわらず、今申しましたような制度の基本的な改正ということの前には、ある程度そういうものは認めざるを得ないのであるが、

ところが、公務員に対する年金というものは單なる社会制度としての、あるいは社会政策的な意味の年金とはその性格を異にしておる部分が一部あるわけでございます。これは御承知のように公務員の職務というものがいろいろな意味で国民全体の奉仕者として働くなければならないということを大きな理由に、國家公務員法によるかなりの制約を受けております。されば、そういうふうなことの上で老後ににおける何らかの保障があるということが現在の勤務をしていく上に大きな張りを持たせるものでございまして、その意味をこの公務員の年金というものはかなり果たしてきているわけだと思います。これは公務員の人事制

度の大きが併面をなすものでござります。こうしたものが今度の制度の改正でなくなつてしまふと、いうふうなことは、これは事は重大でござりますから、私どもはこの制度がいろいろ研究され、段階からいろいろ意見を申し出、またこの案が立てられる段階におきましても、主管局長から主計局長あてに意見を申し述べまして、以上申し述べましたような公務員制度という面からこれの果たしておる意味を十分にこの中に取り込んで、それが設けられ、これによつて私どもが要望しておる部分が相当実現していくのではないか、こういうふうに理解いたしまして、今回の制度の国会における御審議を見守つておる次第でございます。

○鶴山篤君 今、人事院総裁からは、公務員制度の一環といふ意味を踏まえて大部分今回の改正の中に含まれた、こういうふうに説明がされたわけですが、それは厚生年金保険でいえば比例報酬部分、国家公務員共済組合でいえば比例報酬部分と職域年金部分で、言いかえてみれば三階建てをつくられたことによつて十分公務員制度の意味が認められた、あるいは果たされたといふうに理解をしているんですか。あるいはまた、もっと別な分野でもこの公務員制度について加味してほしいという点はなかつたんですね。

○政府委員(内海倫君) 今仰せられましたように、先ほども申し上げましたが、この制度によつて、在來の制度に比べれば公務員にとってはこれは厳しいものでござりますが、厳しいものではありますけれども、制度の安定というものがともかく保障されない限りは、しょせん、そういうふうに期待いたしましても無理でございますから、安定期する制度の上で我々の公務員制度の側面が満たされるということが大事である。そういう意味からいえば、今申しましたように、三階部分、職域部分というものが設定される、これが運用されるということで、まず我々が要望しておる目的は実

現しておると認めていいのではなかろうか、こういうふうに思ひます。

○鶴山篤君 具体論はもつと先にいってから十分お伺いをしますが、国民年金、厚生年金の前回改正の際の連合審査で私は厚生大臣に次のような質問をしたんです。

確かに二十一世紀に向かつて年金制度を安定させなければならぬ、そのことは十分に理解するけれども、それぞれの年金制度のいきさつあるいは実績、いろいろ事情が違うので、必ずしもでき上がりが同じでなくとも差し支えないでしょうかなどいう質問を私はしたんです。随分議論がありましたが、結果として厚生大臣から今回の――今回のというのは前回の国民年金、厚生年金の改正の際ですよ。あるいは基礎年金導入に関連して私が質問したわけですが、結果としてそれぞれの共済組合が違った答えが出てもやむを得ません、そういう答弁をいたしているわけです。厚生大臣、そのことは御記憶があると思うんですが、どうでしたよ。

○國務大臣(増岡博之君) そのようなことを申した記憶はござります。

○鶴山篤君 それは当然制度の違いもありますけれども、よく官民格差ということを割合にラフに言う人があるわけですが、一般論としてはそれはいいでしようが、公務員の場合には公務員制度といふ特別な法律上の規制を受け、あるいは保護を受けている制度があるわけです。そのことを私は意識しながら、例えば基礎年金の導入に当たつても国民年金と同じような仕掛けにいかぬこともあり得るということを十分に念頭に置いて厚生大臣に詰めたわけです。その結果、変わった答弁が出るのはやむを得ません、こういう答弁を前回しているわけです。

そこでもう一遍、人事院の給裁に伺うわけです。が、私はある程度先を想定しながら、あるいは公務員制度を考えながら、結果として國家公務員共済組合の基礎部分の導入にいたしましても、計算の方法にいたしましても、三階建てのつくり方に現してみても、公務員らしい方法があつてしかるべきだ、こう考えてその当時から主張しておったわけです。同じ意見かどうかはわかりませんけれども、私の意見の三分の一なり半分は総裁も十分気持ちは理解してもらえると思ひます。だとするとならば、今回の法律改正に当たつて、私が今申し上げましたような経緯を踏まえて、もっと積極的に、公務員制度は確かに共済年金制度の中でも生きているな、認められているなというものがなればうそだと思います。でき上りと人事院の議論を考えておりました最初の発想とはどのくらい持ちが合つて、どのくらいどういう分野まだ足りない部分があるのでしょうか。率直にこれは伺つておいた方がいいと思うんです。

○政府委員(内海倫君) 今まで述べておりますように、これもいろいろ長い間の検討の結果でございましたし、また途中私も申し述べましたように、公務員にとっては厳しい点もあるわけでござりますから、一応職域部分というふうなものは設けてもらい、あるいはまた公務員制度の側面といふものも十分加味してもらって制度がつくられておるわけございますけれども、なおかつ公務員といふものの勤務の態様、あるいはそういう仕事をやめました後のいろいろな問題、あるいは現職の公務員とO.B.の間のバランスの問題、そういう点で、なかなか関係省との間で相談も進めております。といいますか、これは法案の御審議中に申し上げる表現として適切かどうかは別といたしまして、共済法の成立を前提にした政令部分もございますので、ななかなか関係省との間で相談も進めております。といいますか、この政令の方の作業も並行して今進めています。いずれにいたしましても、政令につきましては、国家公務員等共済組合審議会、そういうところでのまた御議論もいろいろございまして、こういう作業のまだ過程でござりますので、申しわけないことながらまだお手元にいっておらない、こういう状況でございます。

○鶴山篤君 おいおい具体的な中でさらに考え方を伺つていただきたいと思うんです。

次に厚生大臣にお伺いいたします。

今回の特色というのは、それぞれの共済組合年金も国民年金の老齢基礎年金部分に加入してもらっているわけです。

そこで厚生大臣にお伺いいたします。

○鶴山篤君 お伺いするところは、私は先日来厚生省、大蔵省に対して資料の要求をしておいたわけです。そのことはよくわかります。私は先日来厚生省、大蔵省に対しても早く見込みも入れてつかみたいん

た。残るのは政令の部分。それから審議の際に示

されたのは五十九年度価格で金額が示された。し

たがつて六十年度価格で六十一年四月から改正を明示してください、その数字を示してくれ、二つ注文をしました。大蔵省に対して、この法律

を出す以上、政令案と一緒につけて、こういうも

のありますから審議をしてちょうだい、これが

普通のやり方ですね。まだ資料が届いていない

です。これはどういうわけですか。まずそこから

お伺いします。

○政府委員(山内豊徳君) 一点にわたらうかと思

いますが、一つは国民年金、厚生年金の改正に伴

いまして必要な政令事項が幾つかあることに付

いて、政令案のようなものが示せないかということ

だと思いますが、この点はかなり細部にわたつて

現在関係省との間で相談も進めております。とい

いますか、これは法案の御審議中に申し上げる表

示をやめました後いろいろな問題、あるいは現職

の公務員とO.B.の間のバランスの問題、そういう

ふうなものもあわせながら今後もなおまだいろいろと考えていき、必要があればいろいろとお願ひするようなこともあります。そのためにはなかなかうな氣持ちでおります。

○鶴山篤君 お伺いするところは、私は先日来厚生省、大蔵省に対して資料の要求をしておいたわけです。そのことはよくわかります。私は先日来厚生省、大蔵省に対しても早く見込みも入れてつかみたいん

た。残るのは政令の部分。それから審議の際に示

されたのは五十九年度価格で金額が示された。し

たがつて六十年度価格で六十一年四月から改正を明示してください、その数字を示してくれ、二

つ注文をしました。大蔵省に対して、この法律

を出す以上、政令案と一緒につけて、こういうも

のありますから審議をしてちょうだい、これが

普通のやり方ですね。まだ資料が届いていない

です。これはどういうわけですか。まずそこから

お伺いします。

○政府委員(門田實君) この共済年金改正法案に

関連いたします政令案でございますが、御案内の

ようによくわかります。私は意見の三分の一なり

半分は総裁も十分気持ちは理解してもらえたと思

います。しかし法律が成立していいよいよ来年四月一日から国

民年金、厚生年金は改正が発効するわけです。そ

の際に、何年勤めた人はどれだけの月給だから何

歳から幾らもらいますよ、これを明示するのは當

然だと思うんです。ですから私は、決定は後で

結構ですが、政令をつくる考え方、基準というも

のを資料で出してください、こういうことを言つ

たわけです。幾らもらえるかわからぬものを審議

してくださいといふのは、審議を要請する方が少

しむちやじやないですか。例えば五十九年度価格

から私も発表されておりませんのですか

ら、私ども自身が今十二月いっぱいまでの伸び率

をつかみ切れないのである。

そういうことがでなかった趣旨でございますので、

御理解いただきたいと思います。

○政府委員(門田實君) この共済年金改正法案に

関連いたします政令案でございますが、御案内の

ようによくわかります。私は意見の三分の一なり

半分は総裁も十分気持ちは理解してもらえたと思

います。しかし法律が成立していいよいよ来年四月一日から国

民年金、厚生年金は改正が発効するわけです。そ

の際に、何年勤めた人はどれだけの月給だから何

歳から幾らもらいますよ、これを明示するのは當

然だと思うんです。ですから私は、決定は後で

結構ですが、政令をつくる考え方、基準というも

のを資料で出してください、こういうことを言つ

たわけです。幾らもらえるかわからぬものを審議

してくださいといふのは、審議を要請する方が少

しむちやじやないですか。例えば五十九年度価格

から私も発表されておりませんのですか

ら、私ども自身が今十二月いっぱいまでの伸び率

をつかみ切れないのである。

そういうことがでなかった趣旨でございますので、

御理解いただきたいと思います。

○政府委員(門田實君) この共済年金改正法案に

関連いたします政令案でございますが、御案内の

ようによくわかります。私は意見の三分の一なり

半分は総裁も十分気持ちは理解してもらえたと思

います。しかし法律が成立していいよいよ来年四月一日から国

民年金、厚生年金は改正が発効するわけです。そ

の際に、何年勤めた人はどれだけの月給だから何

歳から幾らもらいますよ、これを明示するのは當

然だと思うんです。ですから私は、決定は後で

結構ですが、政令をつくる考え方、基準というも

のを資料で出してください、こういうことを言つ

たわけです。幾らもらえるかわからぬものを審議

してくださいといふのは、審議を要請する方が少

しむちやじやないですか。例えば五十九年度価格

から私も発表されておりませんのですか

ら、私ども自身が今十二月いっぱいまでの伸び率

をつかみ切れないのである。

そういうことがでなかった趣旨でございますので、

御理解いただきたいと思います。

○政府委員(門田實君) この共済年金改正法案に

関連いたします政令案でございますが、御案内の

ようによくわかります。私は意見の三分の一なり

半分は総裁も十分気持ちは理解してもらえたと思

います。しかし法律が成立していいよいよ来年四月一日から国

民年金、厚生年金は改正が発効するわけです。そ

の際に、何年勤めた人はどれだけの月給だから何

歳から幾らもらいますよ、これを明示するのは當

然だと思うんです。ですから私は、決定は後で

結構ですが、政令をつくる考え方、基準というも

のを資料で出してください、こういうことを言つ

たわけです。幾らもらえるかわからぬものを審議

してくださいといふのは、審議を要請する方が少

しむちやじやないですか。例えば五十九年度価格

から私も発表されておりませんのですか

ら、私ども自身が今十二月いっぱいまでの伸び率

をつかみ切れないのである。

そういうことがでなかった趣旨でございますので、

御理解いただきたいと思います。

○政府委員(門田實君) この共済年金改正法案に

関連いたします政令案でございますが、御案内の

ようによくわかります。私は意見の三分の一なり

半分は総裁も十分気持ちは理解してもらえたと思

います。しかし法律が成立していいよいよ来年四月一日から国

民年金、厚生年金は改正が発効するわけです。そ

の際に、何年勤めた人はどれだけの月給だから何

歳から幾らもらいますよ、これを明示するのは當

然だと思うんです。ですから私は、決定は後で

結構ですが、政令をつくる考え方、基準というも

のを資料で出してください、こういうことを言つ

たわけです。幾らもらえるかわからぬものを審議

してくださいといふのは、審議を要請する方が少

しむちやじやないですか。例えば五十九年度価格

から私も発表されておりませんのですか

ら、私ども自身が今十二月いっぱいまでの伸び率

をつかみ切れないのである。

そういうことがでなかった趣旨でございますので、

御理解いただきたいと思います。

○政府委員(門田實君) この共済年金改正法案に

関連いたします政令案でございますが、御案内の

ようによくわかります。私は意見の三分の一なり

半分は総裁も十分気持ちは理解してもらえたと思

います。しかし法律が成立していいよいよ来年四月一日から国

民年金、厚生年金は改正が発効するわけです。そ

の際に、何年勤めた人はどれだけの月給だから何

歳から幾らもらいますよ、これを明示するのは當

然だと思うんです。ですから私は、決定は後で

結構ですが、政令をつくる考え方、基準というも

のを資料で出してください、こういうことを言つ

たわけです。幾らもらえるかわからぬものを審議

してくださいといふのは、審議を要請する方が少

しむちやじやないですか。例えば五十九年度価格

から私も発表されておりませんのですか

ら、私ども自身が今十二月いっぱいまでの伸び率

をつかみ切れないのである。

そういうことがでなかった趣旨でございますので、

御理解いただきたいと思います。

○政府委員(門田實君) この共済年金改正法案に

関連いたします政令案でございますが、御案内の

ようによくわかります。私は意見の三分の一なり

半分は総裁も十分気持ちは理解してもらえたと思

います。しかし法律が成立していいよいよ来年四月一日から国

民年金、厚生年金は改正が発効するわけです。そ

の際に、何年勤めた人はどれだけの月給だから何

歳から幾らもらいますよ、これを明示するのは當

然だと思うんです。ですから私は、決定は後で

結構ですが、政令をつくる考え方、基準というも

のを資料で出してください、こういうことを言つ

たわけです。幾らもらえるかわからぬものを審議

してくださいといふのは、審議を要請する方が少

しむちやじやないですか。例えば五十九年度価格

から私も発表されておりませんのですか

ら、私ども自身が今十二月いっぱいまでの伸び率

をつかみ切れないのである。

そういうことがでなかった趣旨でございますので、

御理解いただきたいと思います。

○政府委員(門田實君) この共済年金改正法案に

関連いたします政令案でございますが、御案内の

ようによくわかります。私は意見の三分の一なり

半分は総裁も十分気持ちは理解してもらえたと思

います。しかし法律が成立していいよいよ来年四月一日から国

民年金、厚生年金は改正が発効するわけです。そ

の際に、何年勤めた人はどれだけの月給だから何

歳から幾らもらいますよ、これを明示するのは當

然だと思うんです。ですから私は、決定は後で

結構ですが、政令をつくる考え方、基準というも

のを資料で出してください、こういうことを言つ

たわけです。幾らもらえるかわからぬものを審議

してくださいといふのは、審議を要請する方が少

しむちやじやないですか。例えば五十九年度価格

から私も発表されておりませんのですか

ら、私ども自身が今十二月いっぱいまでの伸び率

をつかみ切れないのである。

そういうことがでなかった趣旨でございますので、

御理解いただきたいと思います。

○政府委員(門田實君) この共済年金改正法案に

関連いたします政令案でございますが、御案内の

ようによくわかります。私は意見の三分の一なり

半分は総裁も十分気持ちは理解してもらえたと思

います。しかし法律が成立していいよいよ来年四月一日から国

民年金、厚生年金は改正が発効するわけです。そ

の際に、何年勤めた人はどれだけの月給だから何

歳から幾らもらいますよ、これを明示するのは當

然だと思うんです。ですから私は、決定は後で結構ですが、政令をつくる考え方、基準というものを資料で出してください、こういうことを言つたわけです。幾らもらえるかわからぬものを審議してくださいといふのは、審議を要請する方が少しむちやじやないですか。例えば五十九年度価格から私も発表されておりませんのですか

ら、私ども自身が今十二月いっぱいまでの伸び率をつかみ切れないのである。

そういうことがでなかった趣旨でございますので、御理解いただきたいと思います。

○政府委員(門田實君) この共済年金改正法案に

関連いたします政令案でございますが、御案内の

ようによくわかります。私は意見の三分の一なり

半分は総裁も十分気持ちは理解してもらえたと思

います。しかし法律が成立していいよいよ来年四月一日から国

民年金、厚生年金は改正が発効するわけです。そ

の際に、何年勤めた人はどれだけの月給だから何

歳から幾らもらいますよ、これを明示するのは當

然だと思うんです。ですから私は、決定は後で結構ですが、政令をつくる考え方、

で月五万円を示した定額単価の基礎給になつておられます千二百五十円について言へば、こういう考え方で、こういう基準で変わることになると思ひます、こういうふうに数字を、考え方を明示するのが一番親切なやり方じゃないですか。

今回の共済組合年金の改正が初めての話である

ならば、私は多少無理があるなと思うんです。しかし厚生年金と国民年金は改正になつたわけですよ。そして前の政令もあるわけです。皆さん方の今準備しようとしている政令もそれぞれ勉強しているわけです。しかし、一番肝心なことは、細かいことは別ですよ、政令にゆだねる事項がまだたくさんあります。私も全部拾い上げてみましたよ。しかし一番肝心な点です。肝心な点というのは、何といってみても五十九年度価格で五万円と言つたわけです。六十年度価格では幾らになるか、私の掛け金は幾ら上がるだろうか、最小限度そういうものさえ示さなければ、これはもう改正して半年以上もたつているですから、これは不親切じゃないかと思うんです。その点どうですか。

○政府委員(山内豊徳君) 確かに基盤年金の額、

これは具体的には今お話し下さいました千二百五十円といふ単価で決まる額でございますから、四月に成立を認めていただきまして、今まで金額が、六十一年四月からの実施額がわからないのは非常に遅い、怠慢ではないかという御感觸をお持ちのことごもっともだと思うのでござりますが、先ほど私申しましたように、これは法律で五十八年度の消費者物価をベースに、ことしの十二月までの消費者物価の伸びを使った率で六十一年四月から年金額を計算するということが明定されておりますのですから、その点、今申しましたように、十一月いっぱいの消費者物価率を今ある程度見込みでつかむかという問題もあるのでござりますが、こういうものをあいまいな見込みでつかむことはできませんものですから、その数字を実は今まで得ていませんためござります。したがって、そういった数字をもとに立案されました共済法の

御審議中にもまだその額が出てないということではあるのでござりますが、基本的にこの五万円というものを六十一年四月から今言つた消費者物価指数で直すと、そういうことが約束されておりますだけに、数字としてお示ししてないのが実情でござります。

その他の点で基本的に、モデル的に示せるもの

もあるじゃないかという点、ちょっと私どもが資

料の御要請を誤解した点もあつたかと思いますの

で、確かに厚生年金の場合で、何年入った人は幾

らぐらいになるという、今の消費者物価の点は別

としましても、そういうモデルのものにつきま

しては、私どもで試算した資料もござりますの

で、できるだけ早い機会に御説明に上がりたいと

思いますが、五万円の額につきましては今の事情

をぜひ御理解いただきたいと思います。

○鵜山篤君 大藏大臣、国家公務員も定年が六十

になりました。それから三公社も株式会社が二つ

になり、国鉄も御案内のような事情ですよ。そろ

しますと、五十歳以上の方々、あるいは減額支給

のことを考えれば四十五歳以上の方々は、来年三

月退職金がどうなるだろう、共済組合年金はどう

いうふうに変わるだろうか、そういうことをみん

なふる意味では絶好のチャンスかもしれませんね。

その場合に、從来ならば通常方式もあるし一般方

式もあるし、制度が改正になつたといえども、過

去年年俸給の平均で計算し基礎をつくればいい

わけですよ。あるいは共済組合に入り、掛け金を

掛けておつた加入期間がわかれれば自分の年金もわ

かり、生活設計もよくできたわけです。今度の改

正案というのは大変革ですから何にもわからぬで

なります。まず基礎年金を導入した。比例報酬部分と

いうのはどういうことになるだろう。わかつてい

るのは、ただ自分が勤めてきた期間あるいは掛け金

を掛けてきた加入期間だけ本人がわかっている。

それ以外は全くわからぬままに法律を議論して

くださいという話になつてゐるわけです。大蔵大臣、少しこれは無理じゃないですか。もう少し

丁寧な説明はないでしょうか。

○政府委員(門田實君) かつて国家公務員共済の

審議会の会長をしておられました今井さんから、

年金というものは夜寝ていて天井を見ながら額が

計算できるのが理想なんだが、こう言われたこ

とがございます。今回の改正は、制度の改正もございますし、また経過措置がいろいろございます。

そこで、確かに先生おっしゃるようにさつとその数字

が出てこない、とても天井を見ながら数字が出て

こないということです。まことにその辺は遺憾だと

思いますが、いろんなケースがございます

ので、そこはモデル的なものを想定いたしまして、

それについての数字を御説明するなりあるいはお

示しするなり、そういうことで十分ひとつ御理解

を賜りたい、かようと思つてございます。

○鵜山篤君 テレビの文句じゃありませんけれど

も、許せないという気持ちですよ。大蔵省の方

は、今回これの改正を出したわけですから、国民

年金、厚生年金の政令改正に準拠しながら、公務

員独自のものについてはそれに見合うような政令

になるわけです。しかし基本というのは、基礎年

金にしろ、あるいは比例報酬の形、あり方、計算

の方程式、さらには金額の上で、五万円であると

かかるは千二百五十円という基礎であらうが、

あるいは加給年金についても、大したことはない

かもしませんけれども、一万五千円が一万六千

円になるのかどうか、年間十八万円の加給年金は

二十万円になるかもしらぬ。そういう期待を持

ちながらも数字は全然わからぬ。ですから、も

つと審議をするに当たつて親切に資料の提供をし

ひとつ、御労苦が多いと思いますが、今まで皆さ

ん方が国会に提示しました五十九年度価格、それ

はこういう計算方式でいきますよというのを全部

明示してください。物の考え方だけでいいです

よ、一銭一厘まで出してくれというのは無理があ

りますから。しかし国家公務員共済組合で、厚生

年金、国民年金の方の政令を参考にしながら勉強

をしなきやならない政令があるんですよ。調べて

いきますと数点あるわけですよ。どういうものが

出てくるかよくわからぬままに今私も勉強して

いるわけです。古いものを参考にしながら勉強し

ておりますが、法律が成立してしまいますと、政

令というのはわからぬうちにみんなお任せ、省

令はお任せになつてしまふんです。そんなつもり

すよね。隠された部分が全く多過ぎる。厚生年金の方は、これはなれた部分が多いと思ひますけれども、今度国家公務員の共済組合の場合には、全くすべての分野について新しいものばかりです。

だから、私どもが今回の改正について、別に政

府に成りかわるわけではありませんけれども、それを地域で説明しておつても、決定的な話ができない。なぜかというと、先生、私は何ヵ月勤めて何ヵ月加入しているんだけれども私は彼らも答えるんですかというところについて、私が答えるべき

とがございます。もう既に基本になります国民年金と厚生年金はもう変わつてます。仮

言えないと、どうな話ばかりですよ。しかし、

それも二年先、三年先の法律の改正なら、私はそ

れでもいいと思う。もう既に基本になります国民年金と厚生年金はもう変わつてます。仮

言えないと、どうな話ばかりですよ。しかし、

はなかつたと思つても、後の何とかでありますて、説明がつかないことがしばしば出てくると思うんです。

そこで大蔵大臣、細かいことを私は言うつもりはありませんが、一つ一つの条文を読みますと、これは政令による、こういうふうに皆書いてあるんです。その物の考え方だけです。次回引続きして何時間かわかりませんが質問します。けれども、それまでに全部そろえていただきたい。そうしなかつたら親切な審議にならぬと思いますよ。

それから、時間がありませんので基礎年金のことに入るわけですが、私ども、本来、現在のこの共済年金というのは、社会保険方式に相互扶助という原則を加えたものでできていることは承知しています。しかし、私どもは、この種の問題は、我が党が主張しております基本年金という考え方立つてほしい、立つべきだという主張を年來行つてゐるわけです。そこで、どうしても障害になりますのは無年金者ですよ、国民年金、老齢基礎年金部分の方々一七・何%、何百万人。皆年金制度といふならば、あるいは女性の年金権の確立といふならば、この無年金者の解消あるいは国民年金制度の管理ということがきりつとしていなければ、これはうまくないというふうに思ふんです。全員が少なくとも国民年金に加入した上で、そして厚生年金があるとか、あるいは共済年金がある、その上に立つて将来一元化を図つていいこう、こういうふうに結びつかないやならぬわけでしょう。一番の土台のところに無年金者が毎年毎年何百万人もすき間風になつてゐるというのでは、国民年金あるいは基礎年金制度の導入というのは問題ありますといふふうに言わざるを得ないと思うんですね。

そこで、この基礎年金の意義の問題と無年金者の解消あるいは管理といいますか、そのことについてお伺いをしておきたいと思います。

○政府委員(山内豊徳君) 私ども、先生が今おっしゃつた中で、いわゆる税方式を導入した基本年金

金構想をなぞとらなかつたかという点につきましては、何度も申し上げておりますように、我が国

の公的年金というものは社会保険方式を土台に今後とも進めざるを得ないという判断をしたことがあつて、先生今御指摘のように、無年金者と申しますが、帶納なり、言葉は悪うござりますが、やめておきますが、さつきも言いましたよう

に、政令の基準、考え方ですね。大蔵大臣、今までやめておきましたが、さつきも言いましたよう

に、政令の中に入れるやら入らぬやら全くわからな

までも実効が上がらないではないかという点につきましても実効が上がらないではないかといふ点につきましては、特に制度面から申し上げますと、今回

の改正でも、外国に在住していただるために期間に

き間ができるような人について資格期間を算入す

り方法とか、それから、これは五年間を限つてで

ござりますが、国民年金の原則は六十歳までの制

度なんでございますけれども、六十五歳に達する

間新しい意味での任意加入を認めるといったよ

うな制度的な対応も一つ加えさせていただいてお

ります。

それからまた、この問題は、実は所得がないた

めに、あるいは所得が低いためにどうも保険料が

納められない、それが免除という手続になつてい

ないために帶納扱いになつて無年金になるとい

うことで申しわけございませんものですから、免

除についての制度そのもののP.R.とといったこと

摘要しておきましたけれども、その概要について

御報告を願えませんか。

○説明員(小川光吉君) 老齢化社会を迎えるま

し、年金受給者が増大しているといふ現状の状

況にかんがみまして、厚生年金及び国民年金のう

ちの社会保険庁から直接払われてゐる部分、この

部分についてことし検査したものでござります。

その結果でござりますが、態様二つございま

すて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

うのを損なうことになりますので、厚生省として

も、この報告に対しましていろいろと検討され、

対応を進められると思いますが、その点について

大臣から所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回、年金受給者につ

いて、一つの態様といつてしましては、死亡届の届け

出義務者が、所定の期限があるわけですからど

も、その期限内に提出しない、認識が乏しい、あ

くまして、死亡した者に対しても支払つたと

も、いろいろと報道されますと年金の信頼性とい

わけでございます。これが大体一月前ぐらいに、今お話をありました死亡届け等の状況を全部整理いたしまして、それから振り込むわけでございましたが、どうしても一月ぐらいの差が出てしまうということがございます。

死「届けの現状でございますが、現実には私どもは、十日または十四日、厚生年金と国民年金どちらのでござりますが、届けを出していただくようにお願いをしておりますけれども、現実問題といたしましては相当におくれるケースが多くございまして、それからまたお届けをいただけないケースも二割程度実はございます。したがいまして、年に一回、これは誕生日の月に現況届けというのを出していただきまして、受給者がお元気でいらっしゃるかどうかということを確認させていただくわけでございますが、例えば死亡の届け出がなかつた方が十月の誕生日で、十一月にお亡くなりになつたというケースがございますと、実は私が方ではほぼ一年ぐらいその事が確認できないうことになるわけでございます。それが今御指摘があつたいわゆる過払いということが起こる原因でございます。

私どもといたしましては、まず届け出の励行をお願いいたしたいということでございまして、お亡くなりになつたときに届け出をお願いするの大変難しい点もあるのでございますが、受給者の方また遺族の方にその点はお願いをいたしたいと思っております。

それからもちろん、私どもの方での内部の事務処理がおくれた、この点は大変申しわけないことでございまして、迅速に処理するようにいたしましたが、いろいろなほかの情報を総合的に勘案いたしまして、ただいま申し上げました現況届け以外の方法を勘案いたしまして、そういった死亡の事実がつかめ得るのではないかということを検討させていただきたいと思いますが、これは六十歳以上の方に限定いたしましても、亡くなられますのが年間六十万人ぐらいおありになると思いま

ます。私どもの受給者は、厚生年金、国民年金を合併しまして全受給者で大体千数百万という人數になりますので、突合をどういうふうにやっていくかということはなかなか難しい面がございます。効率的にかつ費用が相当かかるような形でやらざるを得ないわけでございます。

また、こういった過払いができた場合には、例えば遺族の方が遺族年金をお受けになると重工夫をさせていただきたいと思います。つまりこの点は重工夫をさせていただかなければなりませんので、突合をどういうふうにやっていくかは、例えば遺族の方が遺族年金をお受けになると、この場合は、年金の中で調整をさせていただくと、いうことで過払いを収納するという方の努力もいたしておりますし、また遺族年金をお受けにならない方については、普通の債権という形で収納するようになります。

○太田淳夫君 いずれにしましても、対応を研究していただきたいと思います。

さて、この共済組合法の一部を改正する法律案に入りますけれども、今鶴山委員の方からいろいろと御指摘がありましたけれども、今回の改正は、いろんな点から見ましても共済年金制度の今まで例を見ないような抜本的な改正ということになります。これからいろんな問題点も出てこようと思います。いろんな点で国民の皆さん方の、あるいは公務員の皆さん方の理解と納得を得られるようになっていただきたいと思うわけです。

この共済年金に今度基礎年金を導入しようとしていること、これが年金のことを主張いたしておりました。この基礎年金は国民年金の基礎年金と全く同じものでございますので、国民年金法の審議のところにも、我が党としましても、この基礎年金につきましては、例えば四十年加入で五万円では低過ぎるじゃないかとか、いろんなそういう問題点も指摘してきたところでございますけれども、今までの年間六十万人ぐらいおありになると思いま

きまして、まだ年金法が成立して間もないこともあると思いますけれども、これにほとんどこたえられることなくして、国民年金法の基礎年金をそのまま共済年金法に導入しているということでおざいます。そのときの国会で指摘しました諸問題にはどうのように対処される所存でございますか。

○国務大臣(増岡博之君) 国会で御指摘をいたしました事項につきましては、基礎年金の水準とその費用の負担のあり方であると考えておざいます。

水準につきましては、老後生活の基本的な部分を保障するものとして設定したものであります。そこで、保険料負担のバランスを考慮すると妥当な水準ではないかと考えておるわけでございます。

また、その費用負担の方法につきましては、既に我が国に定着しております社会保険方式を引き継ぎ維持することが妥当であると考えます。

この基礎年金の問題について、前国会における国民年金法の附則修正あるいは国会における基礎年金についての種々の議論の趣旨を踏まえ、今後も十分検討を行つてしまりたいと考えております。

○太田淳夫君 今回のこの改正案につきましては、国家公務員等共済組合審議会からは「基礎年金制度の実施に当つては、非被用者グループの管轄を厳格に行なう等、将来的に見て被用者グループに負担が転嫁されることのないよう、特に留意すべきである。」こういう意見も出されておりませんけれども、一方では新聞報道等あるいは調査の結果等見ますと、国民年金加入者の一七・四%に当たる三百十八万人が保険料の納付を免除されている、こういうことでございますが、この基礎年金の今後の運用について、これらの指摘とか、あるいは国民年金の免除などについて留意していくことが必要じゃないかと思うんです。その点につけておきます。

それから、いろいろなほかの情報を総合的に勘案いたしまして、ただいま申し上げました現況届け以外の方法を勘案いたしまして、そういった死亡の事実がつかめ得るのではないかということを検討させていただきたいと思いますが、これは六十歳以上の方に限定いたしましても、亡くなられますのが年間六十万人ぐらいおありになると思いま

ほども申し上げましたように、今後の私どもの直接の年金行政の大きな課題と考えておるわけでございます。

実は、基礎年金運用につきましては、もちろん前国会でそれ自身もいろんな御議論をいただいたと同時に、例えは今回の国家公務員共済法案の関係審議会の審議過程でも、非被用者と申しますか、国民年金の加入者あるいはその家族の方の管理と申しますか、年金行政上の把握をしつかりしないとか結果的に被用者グループ、サラリーマングループの方に負担が移つてしまふんじゃないかなという御懸念から、この問題は今後とも厳格な行政をぜひ期待するという強い御指摘があつたことを理解しております。

私ども、基礎年金制度そのものが、全国民と申しますが、新しく広げられました国民年金加入者に、サラリーマンも含めまして、全年金加入者に公平に負担していただくという制度でございます。しかし、いろんな意味でこれを的確にやつていくことが今回の改革の現実の一一番大切な土台づくりであるということは十分認識しておるつもりでございます。

それからこの問題は、また実は単に自営業あるいはそれに類するグループの方の負担とサラリーマングループの負担の問題だけでなく、そういう管理がしっかりとできないためにその人御自身の老後の年金が保障されないという大問題でもあるわけでございますので、先ほど来申ししております。

ようやく、厚生省、社会保険庁挙げての課題といふことで取り組んでおるつもりでございます。

ことは、私ども非常に適切な制度だと思うのござりますが、どうもその免除者が、今お示したような数字、全国平均でもそういう数字になつてくる、あるいは先生の御指摘のように、さらには帶納のようなケースがふえた場合に、どうしてござりますが、どうもその免除者が、今お示したような数字、全国平均でもそういう数字になつてくる、あるいは先生の御指摘のように、さらにも全体の運営がおかしくなつてくるんじやないかということでございまして、この点は、今申しました御本人の老後保障という観点からも私どもい

るんな手を加えて、あるいは一部今回の改正でお認めいただいた制度上の無年金者対策も含めて、全被保険者に保険料を的確に負担していただけるよう努力していくかと存じます。

免除者の動向そのものは、私どもの見方では、絶対数においてはそれほど今後急激にふえるとは見てないでございますが、問題は、地域の都市化その他に応じて的確に該当者に年金行政のアンテナと申しますか、つながりが届いているかどうかといううことに十分気をつけて、それによつて基礎年金全体の信頼が確保されるよう努力していくたいと思つておるところでございます。

あるかについても、各制度の関係者の意見も踏まえながら政府部内で議論を尽くさなければならぬと考へておるわけでござります。そうした議論を全くした上で、関係者の理解と国民的な合意を得た上でなければ具体的な構想を示すことは今後問題としてはできないという点、御理解をいただきたいと思うわけでございます。

の対象とし、またどういう点はこれは違いかある  
ともいいんだということについては、実は関係者  
間にもいろいろな御議論といいますか、受け取り  
方があるわけでございます。

共済各制度につきましても、後ほど御答弁があ  
るうかと思いますが、それぞれの役割なり沿革が  
ありまして、それをできるだけ生かすべきではな  
いかということが関係者の御要請であろうと思いま  
すので、そういうふた御意見もよく私ども踏まえ  
ながら、まず政府部内で議論を尽くす、ある程度  
議論を尽くした上で、ある段階では国民の皆さん  
に御提起といいますか、投げかけるというような形  
でのお示しをする、そういう手順になるんでは  
ないかと一応考えている次第でございます。

○政府委員(門田寅君) 数字を含めてお尋ねがござ

○政府委員(長尾立子君) お答えを申し上げます。  
年金の業務でございますが、これは、その前提となりますが、各年金制度の改革がどういうような方向になつていくのか、ということが前提になつていいのではないかと思います。年金の業務と申しますと、被保険者の把握、それから保険料の徴収、それから被保険者の方の記録の管理がございま  
す。それから年金をお受けになる場合の裁定請求、支払い、こういった一連の仕事があるわけでございますが、現在社会保険庁では、厚生年金と国民年金の方々につきまして今の仕事を一括やつ  
ることでございますけれども、どういう手順で実施するというのか、そういうようなプログラムはあるんですか。

○政府委員(長尾立子君) お答えを申し上げます。

年金の業務でございますが、これは、その前提となります各年金制度の改革がどういうような方向になつていくのかということが前提になつていくのではないかと思います。年金の業務と申しますと、被保険者の把握、それから保険料の徴収、それから被保険者の方の記録の管理がござります。それから年金をお受けになる場合の裁判請求、支払い、こういった一連の仕事があるわけでございますが、現在社会保険庁では、厚生年金と国民年金の方々につきまして今の仕事を一括やつておるわけでございます。

今回、基礎年金が各共済組合も共通いたしまして導入された場合におきましては、基礎年金は国民年金の給付でございますので、社会保険庁はその部分はある意味で統一的にやらさしていくただくということになるかと思います。しかし、今申し上げました被保険者の記録の管理、それから裁判の場合の記録の確認といったようなものを考えますと、これは受給者の方、被保険者の方の利便からいいますと、各共済組合にいろいろな意味で御協力をいただくということが現実的であり、かつ便利であるという面もございます。そういう意味では、ある部分の一部を共済組合にお願いするということを前提として考えておるわけでございます。

今回の、基礎年金が各共済組合も共通いたしまして導入された場合におきましては、基礎年金は国民年金の給付でございますので、社会保険庁はその部分はある意味で統一的にやらさしていくだくということになるかと思います。しかし、今申し上げました被保険者の記録の管理、それから裁定の場合の記録の確認といったようなものを考えますと、これは受給者の方、被保険者の方の利便からいいますと、各共済組合にいろいろな意味で協力をいただくということが現実的であり、かつ便利であるという面もございます。そういう意味では、ある部分の一部を共済組合にお願いするということを前提として考えておるわけでございます。

長期的に見ましては、今申し上げましたようす。

長期的に見ましては、今申し上げましたように、次の年金改革というものがどういうような形

○国務大臣(増岡博之君) 一元化のプロセスにつきまして申し上げますと、今回の年金改革におけるましても、年金の長期的安定の基礎づくりをするという趣旨から、基礎年金を導入するとともに給付と負担の適正化を図つておるわけでございまして、これも一つの一元化に至るプロセスであろうかと思います。その結果、将来にわたつて給付と負担の見通しはある程度方向が示されたものと考えるわけでございまして、今後の一元化の具体的な構想を明らかにすべきであるという御意見もござりますけれども、今回の年金改革におきましては、基礎年金部分においては公的年金が一元化されたと考へてよろしいのではないかと思います。さらに基準年金の上のいわゆる二階部分につきましても、被用者年金間においては、将来に向けてづけのものに、今後はどういう調整を図る必要があ

はその整合性がほんとれたという理解はしております。ただ、もちろんこれは事務的なレベルも含めてございますが、しかし各制度間にはなお給付面を含めまして支給の要件その他に細かい点では違います。職域年金の扱いそのものは、これは私も何度も申し上げたつもりでございますが、それ自身が違い、だから解消しなければならない、という議論ではないかと思いますが、実はそういった問題とはややレベルは低いかもしれません、それが、給付の要件についての違いのあることは事実でございます、そのすべてを調整し尽くすかどうかは別問題でございます。

それから負担の面といふ意味だけを取り上げましては、これはまた、先ほど議論もございましたように、いろいろな制度の沿革なり成熟度の問題もございますが、制度ごとに掛金が違うという点があるわけでございます。そういう意味で、今後負担が中心になるかと思いますが、給付の面もあわせて制度間調整を進めなければならないのではないかというのが現時点での私どもの態度なんだと思います。しかし具体的にどういう点を調整

六・二%というものでございますが、共済の方は本俸ベースでございますから、これを標準報酬ペースに換算し直しますと、国家公務員共済一般の場合でございますが、五・七〇になります。地方公務員共済は五・五二と、こういう換算数値になります。こういった負担の水準の相違は成熟度等が違うということから生ずるわけでございますが、これを今後どういうふうにしていくのかというのが今後七十年にかけましての大きな課題でありまして、そこは今後具体的に詰めていかざるを得ない、こういうふうに考えております。

○太田淳夫君　さらにはこの閣議決定を見ますと、「これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するもの」ということが書いてござりますけれども、現在年金現業業務は、国民年金や厚生年金については社会保険庁でやっておりますし、國家公務員につきましては国家公務員等共済組合連合会、NTTとかたばこ産業、国鉄につきましては、それぞれの共済組合が独自で現業業務をしているわけでございますから、この閣議決定の趣旨から見ると、これらの現業業務の一元

て導入された場合におきましては、基礎年金は国民年金の給付でございますので、社会保険庁はその部分はある意味で統一的にやさしくしていただくということになるかと思います。しかし、今申し上げました被保険者の記録の管理、それから裁定の場合の記録の確認といったようなものを考えますと、これは受給者の方、被保険者の方の利便からいいますと、各共済組合にいろいろな意味で御協力をいただくということが現実的であり、かつ便利であるという面もございます。そういう意味では、ある部分の一部を共済組合にお願いするということを前提として考えておるわけでございます。

長期的に見ましては、今申し上げましたように、次の年金改革というものがどういうような形になっていくのかということを踏まえまして、その被保険者の方、受給者の方の便利というものを十分考えました上で、今先生お話しの一元化といふことを検討していきたいと思っております。

○太田淳夫君 先ほどから、改正の一つのねらいとしましては、給付と負担の適正化ということが

挙げられているわけでござりますけれども、給付水準の現状はどうなつてゐるか、あるいは現行制度がそのまま継続すれば将来の給付水準がどのようなに推移していくのか、あるいは改正案によればどう変化するのか、またそれに伴つて負担の方はどうですか。

○政府委員(門田實君) ただいまのお尋ねは具体的な給付水準と負担水準でございましたが、ます

給付水準について申し上げますと、現行の場合ですが、五十八年度の新規裁定の退職年金の平均では月額は十九万二千円となつておりますが、この場合の平均組合員期間は三十五年でございます。今後、勤務期間が延長等いたしましておおむね四十年程度になると想定されるわけでござりますが、その場合にはこの額は、現行のままになりますと二十万六千円という額になります。これに対して改正案では、制度完成時に、妻の基礎年金も含めまして世帯としての年金が月額十九万四千円程度になると、こういうことでございまして、現行に比較しておおむね一〇%程度のレベルダウンということござります。ただし、その間でござります。

一方、負担水準の方でございますが、現在は本人の掛金率が対本俸で七・一二%でございます。月収ベースで申しますと約五・七%でございますが、現在のままで持続いくと約一九・五%という大変な本人負担になるというふうに予測されておるわけでござります。これに対しまして、改正案ではこの水準を抑えまして、ピーク時の負担が月収の約一四・八%程度、六十歳支給開始年齢となると、こういうことが想定されてしまいます。

○太田淳夫君 そうしますと、国家公務員の方は現在本俸の七・一二%、それに国鉄共済敷済分として〇・五三%、合わせて七・六五%の掛け金を払つておりますけれども、この標準報酬制というも

のを導入することになりますと、本俸だけでなく、諸手当込みを基準にして掛金を支払うことになりますわけでござりますけれども、この法律が成立してスタートする六十一年四月時点では掛金率はどのようになり、将来どのように変化していくと考へてみえるのか。またNTTあるいは日本たばこ産業株式会社の職員についての掛け金率及び国鉄の職員についてはどうなつていくと予測されていますか。

○政府委員(門田實君) お話しのようだ、一般国家公務員の掛け金率でございますが、これは現在本俸に対しまして千分の七十一・二、このほかに国鉄共済への援助分として千分の五・三、こういう負担があるわけでございます。これが、現行制度を前提にいたしますと、対本俸で申し上げますと、昭和七十年度千分の百九、それから昭和八十年度千分の百四十七、昭和九十年度千分の二百四十二と、こういう大きな数字になるわけでござります。

それからNTT、たばこ産業、国鉄の掛け金率でございますが、これは現在それぞれ違つております。

○太田淳夫君

既に、五ヵ年計画というものは国鉄再建の要員問題と絡んで手直しが必要になつてきていますが、これが現在それ違つております。そこで、対本俸でNTTは千分の六十六、たばこ産業は千分の八十一・五、国鉄は千分の百一と、こういうことになつております。

将来の収支見通しについては現在作業中でござります。

○太田淳夫君

国鉄共済につきましては、ことし

の四月から國家公務員あるいはNTT、たばこ産業の職員で財政調整を実施しているわけでござりますが、これが六十四年度までとなつて、改正案ではこの水準を抑えまして、ピーク時の負担が月収の約一四・八%程度、六十歳支給開始年齢となると、こういうことが想定されてしまいます。

○政府委員(門田實君) お尋ねの国鉄共済の状況でござりますが、現在、財政調整五ヵ年計画といふものを六十年度から六十四年度までの五ヵ年間についていたしておるわけでございまして、その

間は毎年平均約四百五十億円といふものを国家公務員、電信電話、たばこ産業の三共済から援助していく、こういうことにいたしております。ただ、今回の国鉄再建監理委員会「意見」による再建計画、こういうことがございまして、これが具体的なわけになり、将来どのように変化していくと考へてみえるのか。またNTTあるいは日本たばこ産業株式会社の職員についての掛け金率及び国鉄の職員についてはどうなつていくと予測されていますか。

○政府委員(門田實君) お話しのようだ、一般国家公務員の掛け金率でございますが、これは現在本俸に対しまして千分の七十一・二、このほかに国鉄共済への援助分として千分の五・三、こういう負担があるわけでございます。これが、現行制度を前提にいたしますと、対本俸で申し上げますと、昭和七十年度千分の百九、それから昭和八十年度千分の百四十七、昭和九十年度千分の二百四十二と、こういう大きな数字になるわけでござります。

それからNTT、たばこ産業、国鉄の掛け金率でございますが、これは現在それ違つております。そこで、対本俸でNTTは千分の六十六、たばこ産業は千分の八十一・五、国鉄は千分の百一と、こういうことになつております。

○太田淳夫君

既に、五ヵ年計画というものは国鉄再建の要員問題と絡んで手直しが必要になつてきていますが、これが現在それ違つております。そこで、対本俸でNTTは千分の六十六、たばこ産業は千分の八十一・五、国鉄は千分の百一と、こういうことになつております。

将来の収支見通しについては現在作業中でござります。

○太田淳夫君

国鉄共済につきましては、ことし

の四月から國家公務員あるいはNTT、たばこ産業の職員で財政調整を実施しているわけでござりますが、これが六十四年度までとなつて、改正案ではこの水準を抑えまして、ピーク時の負担が月収の約一四・八%程度、六十歳支給開始年齢となると、こういうことが想定されてしまいます。

○政府委員(門田實君)

お尋ねの国鉄共済の状況でござりますが、現在、財政調整五ヵ年計画といふものを六十年度から六十四年度までの五ヵ年間についていたしておるわけでございまして、その

間は毎年平均約四百五十億円といふものを国家公務員、電信電話、たばこ産業の三共済から援助していく、こういうことにいたしております。ただ、今回の国鉄再建監理委員会「意見」による再建計画、こういうことがございまして、これが具体的なわけになり、将来どのように変化していくと考へてみえるのか。またNTTあるいは日本たばこ産業株式会社の職員についての掛け金率及び国鉄の職員についてはどうなつていくと予測されていますか。

○政府委員(門田實君) お話しのようだ、一般国家公務員の掛け金率でございますが、これは現在本俸に対しまして千分の七十一・二、このほかに国鉄共済への援助分として千分の五・三、こういう負担があるわけでございます。これが、現行制度を前提にいたしますと、対本俸で申し上げますと、昭和七十年度千分の百九、それから昭和八十年度千分の百四十七、昭和九十年度千分の二百四十二と、こういう大きな数字になるわけでござります。

それからNTT、たばこ産業、国鉄の掛け金率でございますが、これは現在それ違つております。そこで、対本俸でNTTは千分の六十六、たばこ産業は千分の八十一・五、国鉄は千分の百一と、こういうことになつております。

○太田淳夫君

既に、五ヵ年計画というものは国鉄再建の要員問題と絡んで手直しが必要になつてきていますが、これが現在それ違つております。そこで、対本俸でNTTは千分の六十六、たばこ産業は千分の八十一・五、国鉄は千分の百一と、こういうことになつております。

将来の収支見通しについては現在作業中でござります。

○太田淳夫君

国鉄共済につきましては、ことし

の四月から國家公務員あるいはNTT、たばこ産業の職員で財政調整を実施しているわけでござりますが、これが六十四年度までとなつて、改正案ではこの水準を抑えまして、ピーク時の負担が月収の約一四・八%程度、六十歳支給開始年齢となると、こういうことが想定されてしまいます。

○政府委員(門田實君)

お尋ねでございますが、これをどうするかといふ点につきましては、先ほどの統一見解におきましても、国鉄共済年金の支払いの維持ができるよう措置していくということがうたわれておるわけでございます。政府といたしましては、国鉄共済問題につきまして責任を持つて検討できる場を設けて、そこできちんとした検討、対応をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○太田淳夫君

そうしますと、国家公務員の方は

現在本俸の七・一二%、それに国鉄共済敷済分として〇・五三%、合わせて七・六五%の掛け金を払つておりますけれども、この標準報酬制というも

のを導入することになりますと、本俸だけでなく、諸手当込みを基準にして掛金を支払うことになりますわけでござりますけれども、厚生年金やあるいは地方公務員考へてみえるのか。またNTTあるいは日本たばこ産業株式会社の職員についての掛け金率及び国鉄の職員についてはどうなつっていくと予測されていますか。

○政府委員(門田實君) お話しのようだ、一般国家公務員の掛け金率でございますが、これは現在本俸に対しまして千分の七十一・二、このほかに国鉄共済への援助分として千分の五・三、こういう負担があるわけでございます。これが、現行制度を前提にいたしますと、対本俸で申し上げますと、昭和七十年度千分の百九、それから昭和八十年度千分の百四十七、昭和九十年度千分の二百四十二と、こういう大きな数字になるわけでござります。

それからNTT、たばこ産業、国鉄の掛け金率でございますが、これは現在それ違つております。そこで、対本俸でNTTは千分の六十六、たばこ産業は千分の八十一・五、国鉄は千分の百一と、こういうことになつております。

○太田淳夫君

既に、五ヵ年計画というものは国鉄再建の要員問題と絡んで手直しが必要になつてきていますが、これが現在それ違つております。そこで、対本俸でNTTは千分の六十六、たばこ産業は千分の八十一・五、国鉄は千分の百一と、こういうことになつております。

将来の収支見通しについては現在作業中でござります。

○太田淳夫君

国鉄共済につきましては、ことし

の四月から國家公務員あるいはNTT、たばこ産業の職員で財政調整を実施しているわけでござりますが、これが六十四年度までとなつて、改正案ではこの水準を抑えまして、ピーク時の負担が月収の約一四・八%程度、六十歳支給開始年齢となると、こういうことが想定されてしまいます。

○政府委員(門田實君)

お尋ねでございますが、これをどうするかといふ点につきましては、先ほどの統一見解におきましても、国鉄共済年金の支払いの維持ができるよう措置していくということがうたわれておるわけでございます。政府といたしましては、国鉄共済問題につきまして責任を持つて検討できる場を設けて、そこできちんとした検討、対応をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○太田淳夫君

そうしますと、国家公務員の方は

現在本俸の七・一二%、それに国鉄共済敷済分として〇・五三%、合わせて七・六五%の掛け金を払つておりますけれども、この標準報酬制というも



かに年金額改定の措置をとられるように規定すべきじゃないかと思いますが、その点はどうでしょ  
うか。

○政府委員(門田寅君) 御指摘のように、年金額  
の改正につきましては、改正案では、国民の生活  
水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合に  
改定措置を講すべき旨を規定しておるわけでござ  
ります。

私どもは、これは幅広い意味合いの規定でござ  
ります。

とはどうもそういうたバランス上適当でないのでないのではなかとか、こういうふうに考えております。したがいまして、御意見のございました既裁定年金についても厚生年金に合わせて加給年金を支給してはどうかと、こういうお話をございますが、そのところは制度上の相違が若干残るということです、それは困難であるということを御理解願いたいと存じます。

いは既裁定者の通年方式という形で、厚生年金と全く同じではない制度になるわけでございまして、そういった部分的な相違はやむを得ざることはあると、こういうふうに考えております。  
○太田淳夫君 今回、既裁定年金についての從前額は保障することになつていますけれども、六十年四月から通年方式に裁定がえとなつて、その裁定がえにされた通年方式の額というのは物価等

式で年金額を計算して、そして最終退職時に今回  
の新制度で計算して、どちらか高い方を支給する  
と、こういうことになつておりますけれども、三  
月時点のいわゆる従前額保障というのは、最終退  
職時までは少なくとも数年あるわけですから、こ  
れを物価スライドさせて最終退職時点でどちらが  
高いか、それを見るべきじゃないかと私たちは主  
張しているわけですが、この従前額保障の物価ス

いまして、賃金に著しい変動が生じた場合にもこの規定に該当するものと、こういうふうに考えておりまして、実際の対応上は支障がないというふうに考えておりますが、ただいまの御意見あるいは衆議院で附帯決議等ございましたそういう趣旨も踏まえまして対処していくかたいと考えております。

よりまして厚生年金の水準を下回る共済年金受給者が出てこないかという心配を私はしているわけですが、今回共済年金を厚生年金に準ずる方式に改めることによりまして、従前の受給要件または給付水準が厚生年金より不利になっていた者については少なくとも厚生年金並みに引き上げる必要があると思うんですが、その点はどうでしょうか

はよ。で財源となるとなつてしまはずれとも  
されにしても、従前額に達しなければ六十一年度  
の支給はないわけです。一定期間は従前額につい  
ても物価指數分は引き上げるべきだと、こう考え  
ますけれども、その点どうでしようか。

○政府委員(門田寅君) 既裁定年金につきまし  
て、通常方式に裁定がえいたしましたその場合  
に、従前額は保障するのでありますか、新しい方

○政府委員(門田寅君) 今お話をありましたのは、既裁定者の話と同時に、現役の人ににつきまして来年、再来年、今後数年後に退職するという人につきましてみなし從前額ということをやつておなりまして、来年の三月末でもって一たんその人の年金額を計算していく、そうしてその年金額はそ  
う思います。

○太田淳夫君 また、今回のこの案によりますと、公務員の共済年金にも加給年金という厚生年金と同じような給付が導入されるわけですけれども、しかし既に年金の支給を受けている既裁定者についてはこの加給年金が及ばないことになります。通年方式によって計算されている退職年金やあるいは今後通年方式に裁定がえする者についてはこの加給年金を支給することはできないでしょうか。その点どうでしょうか。

○政府委員(門田寅君) 加給年金のお話でござい

○政府委員(門田實君)　お話をございました共済年金と厚生年金との年額の比較でござりますが、制度が違いましてなかなか一概に比較するところは難しいのでございますが、おおむね勤続三十二年くらいまでは厚生年金が有利で、それ以上の期間を有する場合には共済年金が有利である、こういうふうに考えられております。共済年金の平均的な組合員期間は三十五年程度というところでございまして、厚生年金を下回るケースは少

式で計算した額がその額に達するまではスライドを停止すると、こういうことをいたしておるわけでござります。

これはどうしてかということなんでござりますが、今後の高齢化社会の到来ということを考えますと、退職した世代と若い世代、現役の世代とのバランスを図ることがどうしても必要でござります。そして、今の若い世代は今後どうしても掛金がどんどん上がらざるを得ないと、こういう状況にあるわけでございます。そういう中で、そういった若

の人が来年、再来年やめます場合に新方式による計算がその額を下回りましても来年の三月三十一日の額は保障していく、この部分の話も含めてのお話かななどいうことも今感じたわけでござりますが、いずれにいたしましても、公的年金制度が世代間の、何といいますか、相互負担、相互支え合いで、こういう制度でございますだけに、長い年月にわたっての世代間のバランスということを考えなくてはならないと思いますので、そのところはそういうた世代間バランスという観点から今回

ですが、既裁定年金の年金額につきまして今回の改定で、従前額は保障いたしますが、通年方式に裁定がえを行うこととしております。これは現役の組合員とそれから既に退職した人とのバランスを考慮しながら年金財政を維持し、給付水準の適正化を図ろうという趣旨によるものでございまして、今回のことといった制度改正の趣旨からいたしますると、既裁定年金につきましてそれぞれの公的年金制度間の部分的相違、つまり厚生年金と共済年金がこれまでの歴史、沿革がございまして制度の仕組みも違いまして、そこにある程度の相違があるわけでございますが、有利、不利が生じておるその中で、不利な部分だけを調整するというこ

ないものというふうに私ども考えております。  
お尋ねのこういった厚生年金に比して不利な年  
金者がいる場合にこれを見直すべきではないか  
と、こういうことでございますが、先ほども申し  
上げましたように、両制度の経緯、沿革等の違い  
もございまして、その算定の中で、例えは基礎給  
与のとり方でございますとか、年金額の計算方式  
でございますとか、あるいは支給開始年齢であり  
ますとか、さまざまに相違があつたわけでござい  
ますので、今回こういう改正の機会にそいつた  
人をむしろ引き上げてはどうかと、こういうせつ  
かくの御意見なんでございますけれども、今回の  
改正の趣旨、給付水準の適正化という趣旨、ある

○太田淳夫君　例えれば来年三月三十日で退職年金の受給資格を得ている人は、その時点で現行方針を超える部分でございまして、年金制度が何十年という長い期間にわたる制度であり、安定して年金支給が行われなくてはならないということ、また若い世代の今後の負担ということを考えました場合に、従前額は保障いたしますが、そのところはしばらくスライド停止ということで退職した世代にも御辛抱いただく、こういう方法を御理解いただきたいと、かように思うわけでござります。

の改正案を設計したと、いうことでございまして、受給世代だけを見ますともう少し何とかという気持ちがいたさないわけでもないわけでございますが、今二十歳あるいは今後勤労生活に入る世代、そういう人たちのことも考えますと、こういった方式をとらざるを得ないのではないかと、こういうふうに考へる次第でございます。

○太田淳夫君 最後になりますけれども、この從前額保険について物価スライドをさせないことになりますと、最終退職時に今回の改正で計算した方が高い諸君については、六十一年の四月から退職時までの掛け金というのは掛け捨てになつてしまふようなことになるんじやないかと思うんです

が、これを救済することは考えないですか。

○政府委員(門田實君) それは実は掛け捨てではございませんで、来年の四月以降、勤続年数があるだけ新方式による計算額というものがその後ふえるわけでございますから、その人が老後になつて年金を受給されるときには、その後の年数を

掛けてまいりまして掛け金額というものが年金支給額の上に反映してまいると、こういうふうに考えます。

○近藤忠孝君

この法案が年金制度改悪の総仕上

げ

であります。

さきに成立した国民年金、厚生年金改悪のときもそうだったんですが、この改悪の正当化の根拠として年金財政破綻論というのがあります。これは現行の年金給付水準をそのまま続けると、高齢人口の増大と制度の成熟化のために年金給付総額が急増し、年金財政が破綻してしまうという宣伝なんです。その一つとして、これは既に厚生省がつくった「年金制度のあらまし」、これによりますと、年金給付費の総額が昭和五十五年七兆八千六十九億円、国民所得に対する比率で三・九%、これが八十五年になりますと三十七兆五千七百七十億円、国民所得の比率で一六・一%だと、こういう誇大宣伝なんですね。しかし、これは衆議院段階で我が党の小沢議員あるいは正森議員が指摘をいたしましたし、そのやりとりの中でも明らかになりましたけれども、厚生大臣は誤解を招くからこの点は削除、除くということです、その後の「年金制度のあらまし」(厚生省年金局監修)のパンフレットによりますと、今言つた部分が抜けておるわけなんです。だから誇大宣伝だつたことを厚生省自身が認めたことになるんですが、実際どの程度の国民所得に対する比率になるのかということは正確に見なきやいかぬと思うんです。科学的に正確に見るとなりますと、厚生省が一番最初つくったような経済成長率セロといふことじやなくて、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」の中で成長率は六・五%計算といふことになつておりますから、その数字を使うべきだと思います。

そこで厚生省伺いますが、一つのケースとして賃上げが年五%，それから運用金利七%というところで、今の国民総生産の伸び率は六・五%、このことでこの年金給付費が、現行ですよ、今までどの程度の比率になるか、こういうもの

を計算したものはありますか。

○政府委員(山内豊徳君) 私どもでは実は、経済成長率今先生の御指摘の六・五%で計算したのは手元でつくっておりません。

○近藤忠孝君 つくっていらないということで、私の方で計算した数式をお示ししたいと思うんで

す。

○近藤忠孝君 この基礎数字は、先ほど厚生省の方から見えた

方の数字を見てみまして、基本的にはほぼ違わない

ということでの計算であります。今申し上げた前

提を申し上げますと、現在六十一年度段階で国民

所得に対する年金給付費の割合が三・九六、これ

が昭和六十五年には四・七三、七十年には六・〇

九、七十五年には七・三六、八十年には八・五

〇、八十五年には九・四四、九十年には九・八九。以

下九十五年以降は九・七〇ですと下がっていく

わけですね。ですから、ピークは昭和九十年の九

・八九、要するに一〇%よりやや低いというところ

ぐらいだと思うんです。これはおよその計算で

も大体そういうことではないかと思いますが、どう

でしよう。

○政府委員(山内豊徳君) 先生のお示しの前提を

置きますと実はそうなると思うんでございます

が、率直に申し上げますと、実はその前提に私ども

の問題意識としては大きなずれがございまし

て、私どもは実は、将来の年金の給付費の展望を

賃金上昇率五%と同じ改定率で考えた数字をお示

しておるわけでございます。先生の御計算は、

国民所得にむしろ経済成長率六・五%を使う前提

で今のお示しの数字を出されたわけで、これは計

算として私どものおりだと思いますが、率直に申

し上げまして、今後の年金改定率を長年にわたつ

て経済成長率より低いというか、賃金上昇率以上

の経済成長を見込む中で国民所得比を議論してい

いものかどうかという点は、率直なところ疑問を持っています。

○近藤忠孝君 成長率を五%とする根拠は何ですか。

○近藤忠孝君 貨上げの五%は一応の前提でこれはよろしいけれども、それと全く同じだという根拠は何なんですか。

○政府委員(山内豊徳君) これは私ども実は経済官庁と連いまして、年金の将来見通しをする場合に経済政策に及ぶような判断をするという前提でございませんで、どちらかといいますと、国民に年金が将来どのような負担になるかを示すための、ある程度あり得る数字ということで示しているわけでございまして、確かに先生がおっしゃるようになります。

○近藤忠孝君 つづいていよいよとどまる

こと

でございます。

○近藤忠孝君 そこで、それを一つの試算としてお示ししたわけ

でございます。

○近藤忠孝君 それで、経済成長率をどう見込むかということになりますと、なかなか今度問題なんですけれども、例えば過去五年間、五十四年から五十九年にかけて申しますと、一人当たり国民所得は大体平均四

・八%伸びております。一方、雇用者一人当たり

の雇用者所得も四・八%伸びております。

○近藤忠孝君 そういう意味で国民所得の伸びと雇用者所得の一人当たり国民所得との伸びが六・七%伸びていますし、雇用者所得が七・〇%。

○近藤忠孝君 それで四十五年からの十四年間を見ますと、八・九

%の国民所得の伸びに対して、雇用者一人当たり

の伸びは一〇・二%というようになります。

○近藤忠孝君 つまり、これは一人当たりでございますけれども、年金改定率の五%とい

ういう「展望と指針」がありながら、それを使

わざに五%とする根拠は何ですか。まず、せつか

くある政府のこの数字を使わない理由を言つてくれ

ださい。

○説明員(坪野剛司君) 先生の御質問でございま

すけれども、年金の財政計画を立てるときに、た

びたび申し上げておるわけですから、人口学

的要素といふのと経済的要素といつございま

す、先生の今御質問の件につきましては経済的要

素といふことだと思います。そういう経済的要素

といふことは、非常に変動といいますか、影響

が大きくて、単年度の状態を長期に延ばすとい

ういうふうに私たちは考えております。

○近藤忠孝君 今あなたが言われたのは、厚生省

からもらった資料「国民所得、雇用者所得等の年

平均伸率」、この表だと思うんですね。先ほどあなたは国民総生産の伸び率八・幾つと言つたけれども、これは一〇・六というのが正確でしょ。そして雇用者一人当たり雇用者所得も一〇・七、ほぼ同じと。それは一〇・六でしょ。

○説明員(坪野剛司君) 私が申し上げたのは、確かに国民所得の伸びは一〇・一%でござりますけれども、一人当たりといふことで言わしていただいだと思いますので……

○近藤忠孝君 ああそうか。この資料によれば、国民総生産四十五年から五十八年まで一〇・六、雇用者一人当たり雇用者所得の伸びも一〇・七、ほぼ同じというんですが、私は、四十五年から五十八年までの平均をとるこの考えに大変疑問を感じます。

○説明員(坪野剛司君) 伸び率は、一番伸びたのが実は、GNPの伸び率もそれから雇用者一人当たりの所得伸び率も、要するに狂乱物価の時期ですね。これは日本経済の伸び率で不正常な時期だと思うんです。その数字をとれば、確かにあなたが言われたとおり一〇・六、一〇・七というのが出てきますが、もし本当に正確に見るならば、五十一年以降あるいは五十三年以降で見るべきではないか。何しろ四十七年一六・六、これはGNPの伸びですね、そしてそれに対して雇用者一人当たりの伸び率は一・五、六。それから四十八年がGNPは二、雇用者所得の伸び率は二〇・八。四十九年はGNPが一八・四、雇用者の方は二七・七という、まさにこれの大変異常な数字ですね。逆に言えば五十年以降で見ますと、この平均は、GNPの方が七・八に対しても雇用者所得伸び率の方は六・一、もっと安定してきた五十三年以降で見てみると、GNP伸び率は六・七、そして雇用者所得の方は五・一。五十三年以降の数字はこれは大体安定しています。となれば、このGNP六・七、それは先ほど私が申し上げた六・五にはば四敵しますし、雇用者所得の方の五・一、これは五%に一致するわけです。となれば、むしろ正常な形の日本経済の状況を反映しているんじやないか。そしてその状

況は明らかにGNP伸び率と雇用者所得の伸び率も、これは一〇・六というのが正確でしょ。そして雇用者一人当たり雇用者所得も一〇・七、ほ

うに、私ども国民所得の、特に長期にわたる伸び率がほぼぴったり合っているんですから。ということは、政府の経済の「展望と指針」もほぼそれ

に合ったものでしょ。ねということをお答えいたい。もしその数字を使わないといふんではなくて五であろうと言つたことに問題を感じる姿ではないのか。どうしてこれを使わないのか。

○政府委員(山内豊徳君) 冒頭申し上げましたように、私ども国民所得の、特に長期にわたる伸び率について責任を持って申し上げる立場の役所じやございませんので、もし私どもの資料なりモデル

の示し方が長期にわたる国民所得のあり方について、何か特定の政策上の見解を持つて申し上げたというふうに誤解されたとしますと、それは間違いでござりますので、この際、そういう意味では、その限りでは訂正させていただきたいと思いま

す。ただ、くどいようでござりますけれども、この議論の本質といいますか、私どもが感じておる本質は、長い年月にわたって仮に先生のお話しな

るよう経済成長率と賃金上昇率に差があつたと

した場合でも、年金の改定そのものが長い期間を経た場合に、経済成長率を下回るような率で済ませられるだらうかという問題意識を持つていて

だけは重ねて申し上げさせていただきたいんでございますが、

〔理事長曾根田郁夫君退席、委員長着席〕

国民所得の伸びについて私どもが一つの計算を示すことが、何かこの問題についての政府としての見解であるという意味でとらえたんであれば、そこは先生のおっしゃるような議論もちろんある

うかと思いますので、訂正させていただきたいと

○近藤忠孝君 大臣、この点はどういう数字をとるかによって国民にじかに響くわけでしょう、給付水準の引き下げ、掛金の引き上げと。それが政

府の持つてある数字じゃなくて、厚生省が勝手に考えた数字、それで国民にこういう負担を強いる

というのにおかしいんじゃないですか。

○近藤忠孝君 大臣が答える前にもう一言申しますと、要するに実態は、事実は、GNP伸び率と雇用者所得の伸び率の間に一・何%かの差がある

ことは、政府の経済の「展望と指針」もほぼそれ

に合ったものでしょ。ねということをお答えいたい。もしその数字を使わないといふんではなくて五であろうと言つたことに問題を感じる姿ではないのか。どうしてこれを使わないのか。

○政府委員(山内豊徳君) 大臣が答える前にもう一言申しますと、要するに実態は、事実は、GNP伸び率と雇用者所得の伸び率の間に一・何%かの差があることは、政府の経済の「展望と指針」もほぼそれ

に合ったものでしょ。ねということをお答えいたい。もしその数字を使わないといふんではなくて五であろうと言つたことに問題を感じる姿ではないのか。どうしてこれを使わないのか。

○近藤忠孝君 大臣が答える前にもう一言申しますと、要するに実態は、事実は、GNP伸び率と雇用者所得の伸び率の間に一・何%かの差があることは、政府の経済の「展望と指針」もほぼそれ

に合ったものでしょ。ねということをお答えいたい。もしその数字を使わないといふんではなくて五であろうと言つたことに問題を感じる姿ではないのか。どうしてこれを使わないのか。

○政府委員(山内豊徳君) 大臣が答える前にもう一言申しますと、要するに実態は、事実は、GNP伸び率と雇用者所得の伸び率の間に一・何%かの差があることは、政府の経済の「展望と指針」もほぼそれ

に合ったものでしょ。ねということをお答えいたい。もしその数字を使わないといふんではなくて五であろうと言つたことに問題を感じる姿ではないのか。どうしてこれを使わないのか。

が、私はその際私なりに感じておりましたのは、年金の計算の場合の年金とそれから所得の名目成長と同じように伸びていくというための5%というものは仮置きされた数字だというふうに私は理解してその際は聞いておりました。

○近藤忠孝君 衆議院の正森・竹下論争よりはまた事態がちょっと進んでまして、そのときには、厚生省の先ほどの昭和四十五年以降GNP一〇・

六、雇用者所得一〇・七という伸びのこの図表もまだ出てなかった。それから私の方が先ほどお示しました、昭和四十五年からじやなくて、むしろ昭和五十三年からの方が経済の実勢に合っている、その数字がまたぴったりする。これはまた新しい資料ですから、衆議院の段階の認識の答弁では困るんですよ。私はこれだけの数字をお示しました。それに対しても、財政を握っている大蔵大臣としては、当然これに対して見解があつてしかるべきですから、そのことをお聞きしたいんです。

○国務大臣(竹下登君) 今の問題につきましては、私も年金数学はわかりません。したがって、近藤さんの新たな資料をちょうど大蔵大臣として、その上で私が正確に整理して、その問題についてのお答えは改めた機会に、委員長にその機会を御提供いただくようにお願いすると、お願いいたします。

○近藤忠孝君 じゃ、そういう答弁ありましたんで、この問題に対する質問は一応留保しておきたいたします。

そこで、今までの議論との関係で申しますと、今申し上げた計算では国民所得比せいぜい一〇%以内、この比率は国際水準から見ましてそんなに高い比率ではないのかと、こう思うんですが、どうですか。

○政府委員(山内豊徳君) 今の御指摘、国際比較の御指摘は、年金給付費の対国民所得の数字であらうかと思います。私どもが知つております比較のできる数字は一九八〇年の数字でございますが、その時点では日本の場合、年金給付費だけで対国民所得比五・四%でございますが、同じ時点

でアメリカが八・二、イギリスが九・〇、西ドイツは一四・五、スウェーデンに至りましては一五・五という数字になっております。その後の新し

い数字がないのでございますが、我が国につきましては、一九八三年、昭和五十八年の計算もできておりまして、この場合実は八〇年で五・四であったものが六・六というふうに計算されております。

○近藤忠孝君 ですから、国際的に見ましても、そんなに高い数字でないし、資本主義国世界第一位という日本の経済力をもつてすれば、当然これ

は現行制度でいきましても耐え得るものだと、こう思つてますね。

それに加えてもう一つ指摘したいのは、事業主とおり事業主の方が七、ということは七対三、それがすればこれはさらに安定する。その分をふやせば労働者の掛け金は現在のままでさらにもう負担比率なんですよ。折半でなくして、我々が言つたものになつていくと思うわけですね。そこでお聞きしたいのは、その社会保障収入の財源構成の国際比較、これはどうでしょうか。主な国だけで結構です。

○説明員(鎌木伸一君) 御説明いたします。  
主要先進諸国の社会保障費の財源に占めます本人負担及び事業主負担の割合でございますが、ILOの方の資料によりますと、まずアメリカにつきまして、一九六〇年には本人負担が二一・八%、事業主負担が三四・九%でございましたが、一九八〇年には本人負担が三七・六%となつております。次にイギリスにつきまして申し上げますと、一九六〇年には本人負担が一九・一%、事業主負担が一七・三%でございましたが、これは一九七九年でございます。

○政府委員(山内豊徳君) 今の御指摘、国際比較の御指摘は、年金給付費の対国民所得の数字であらうかと思います。私どもが知つております比較のできる数字は一九八〇年の数字でございますが、その時点では日本の場合、年金給付費だけでございましたが、それは大蔵大臣と言えれば財政赤字をつくつちやいかぬという頭でばかり相談いたしましたから、したがつて近藤さんの指摘は、あなたと同じような立場の方を主体とした感じではないか、そのまま肯定をいたします。

○近藤忠孝君 珍しく肯定されたのでその答弁は評価をしたいと思います。  
あと時間も余りありませんが、せっかく人事院が総裁が見えていますので若干の質問をしたいと思うのです。

これは支給開始年齢と雇用保障の関係なんですが、要するにともかく下がる、ギャップがあることは事実ですね。ただ、経過措置でそれは支障はないと思うのですが、この経過措置の問題はまた

きまして申し上げますと、一九六〇年には本人負担が一五・六%、事業主負担が六二・九%でございました。これが一九八〇年には本人負担が二一・〇%、事業主負担が五三・四%となつております。

○近藤忠孝君 一部の例外はありますけれども、総じて事業主負担が相当多いということですか。日本の場合はそのことは十分できるし、またそうすることが貿易摩擦などなく一つの今後の政策目標になると思うのです。今の数字をお聞きになつて大臣の見解はどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 私は、折半負担というのは日本の社会で定着しておるのでないか。特にヨーロッパは大きな反省からして今そういう方向に進みつつありますし、我々の会合でも物すごい反省をして、むしろ日本が地道に積み上げてきた努力に対しての評価、私が高くしておるわけではございませんし、我々の会合でも物すごい評価されられておる、こういうふうに考えます。

○近藤忠孝君 今の大臣の発言は、各国の竹下さんのような立場にある方の発言でしょう。それが国民的合意ではないし、また学者の見解のまゝまつたところでもないと思うのです。その点だけちょっとお答えいただきたい。

○国務大臣(竹下登君) 私が主として出ますのは大蔵大臣会議ですから、それは大蔵大臣と言えます。したがつて、当面はこの六十歳定期を原則とする定年制度を前提とした、各省庁ごとにこれを年齢の動向とか、その他諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、六十歳を原則とする定年を定めたわけでございます。

この定年制度、実は御存じのようだ、ことしの三月三十一日にスタートしたばかりでございました。したがつて、当面はこの六十歳定期を原則とする定年制度を前提とした、各省庁ごとにこれを前提とした人事管理を定着させていく、こういうことが今は重要な時期であるというふうに考えております。したがつて、さしあたって現時点での定期の変更を考えるということは予定しておりません。

○近藤忠孝君 最後に、労働大臣は衆議院で民間が六十五歳になるように大いに努力し、指導する大見えを切つたんです。今的人事院の御答弁のように政府は民間を見ているというのですから、政府がやる気はない。となれば民間が六十五歳になる保証はないじゃないですか。となれば、当然いつの日か、経過措置があつたにしましても、必ず定期と支給時期の間に差が出てくるんですね。

その点で人事院についてはそういう民間が六十五歳になる見通しが今の答弁にないじゃないか。それから大臣については、今の議論からおわかりのどうやって暮らすのか。それでお答えいただきまして質問を終わります。

別の機会に聞きたいと思うのです。

問題は、民間労働者については、これは衆議院の方の議論の中でも定期制の延長について、六十五歳までの延長について努力するし、また政府としても指導していきたいというのです。しかし

いまして公務員の定年は考えていないという答弁が衆議院で出ています。国家公務員についてどうなのが、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(仙田明雄君) 国家公務員の定期年齢でございますが、これは公務部内における退職管理制度の実情でありますとか、民間企業における定期年齢の動向とか、その他諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、六十歳を原則とする定期を定めたわけでございます。

この定期制度、実は御存じのようだ、ことしの三月三十一日にスタートしたばかりでございました。したがつて、当面はこの六十歳定期を原則とする定期制度を前提とした、各省庁ごとにこれを定期とした人事管理を定着させていく、こういうことが今は重要な時期であるというふうに考えております。したがつて、さしあたって現時点での定期の変更を考えるということは予定しておりません。

○近藤忠孝君 最後に、労働大臣は衆議院で民間が六十五歳になるように大いに努力し、指導する大見えを切つたんです。今的人事院の御答弁のように政府は民間を見ているというのですから、政府がやる気はない。となれば民間が六十五歳になる保証はないじゃないですか。となれば、当然いつの日か、経過措置があつたにしましても、必ず定期と支給時期の間に差が出てくるんですね。

その点で人事院についてはそういう民間が六十五歳になる見通しが今の答弁にないじゃないか。それから大臣については、今の議論からおわかりのどうやって暮らすのか。それでお答えいただきまして質問を終わります。

○政府委員(仙田明雄君) 民間の定期の動向の問

題でござりますが、お話しのよろに、労働省では六十歳前半層につきまして定年の延長とか、あるいは再雇用とか、いろんな形で雇用機会を確保していこうという施策の方向をとつておられるよう聞いております。私どもが公務員の定年を考える場合には、公務部内にはいろいろな職種がござりますから、そういった公務部内の特殊事情といふものを十分加味していかなければなりませんけれども、公務員の定年が民間の定年と著しくかけ離れた状態で決まっていくというようなのは適当ではないんではないか。今お話を伺つておりますと、公務員の定年が民間をリードするような方向で考えたらどうかというような御趣旨かと接聴いたしたのですが、それも一つの御見識かと思いますけれども、私どもは、公務員の定年は民間の状況を見ながら公務の特殊事情を加味して定めていくのが最も妥当ではないかというふうに考えております。

○國務大臣(竹下登君) 基本的には今人事院の御見解と私もさう差異はございません。

公務員定年というものが六十歳になるというのも十数年のいろんな歴史があつてやつたわけでございますので、当面は民間との比較を見守つていくという時期ではなかろうかというふうに思いました。

○井上計君 このたびの各種年金法の、抜本的といいますかどうか、改正によつて、将来のいろいろな展望がなされるわけであります。しかし将来への不安が国民の間にはますます増大しつつある。これは当然であるうと思います。ということは、人生八十年時代に入ったわけでありますから、仮に六十歳定年制が完全に実施されたとしても、第一の人生、第二の職場というのは、まだ六十歳では定年で完全に年金生活に入るというのが現状ではもちろん不可能でありますから、当然さらに六十五歳ぐらいまで働いていく、あるいは七十歳まで働く。仮に六十五歳まで働いたとして、も、あと約二十年ぐらいというふうなものは、老後として自分たちの生活をどうするかということを

国民が現在既に考えつてあります。これからますますそういう考え方になるであろう、こう考えるわけです。したがつて老後といいますか、老後設計が非常に重要になってくる。その老後設計の基本は何といつてもやはり年金にあると、こう考えるのであります。そういう意味で、あらゆる面で国民の不安がますます増幅しますけれども、その不安の大きな一つは、この年金制度がこのように改正される、あるいは七十年度に向かつて一元化の方向に行く。しかし将来自分たちが年金をもらう時期に果たして財政的な面から見て確実に年金がもらえるのであろうかという不安を現在四十歳あるいは三十歳代の人が感じておるのでではなかろうかと、こういう気がするのですね。

そこで、私のいたいたい数字で、ざつと見た私の感じでありますから若干の違いはあるうかと思ひますけれども、六十年度の予算から見まして、年金関係、恩給関係の国の負担、支出を全部トータルすると約四兆六千六百億円ぐらいになつております。そのうち年金関係が二兆九千八百億円程度。したがつて一般会計予算に占める率は、トータルでは約九・8%弱、年金だけで見て約五・八%、六%近くになつておるわけですね。これも厚生省あるいは大蔵省等々からいただいた資料でざつと見てみますと、五年後の六十五年度には厚生年金が、六十年度約九千三百五十五億円という国の負担であります、これが一挙に二兆一千億円ぐらいに増額していく。国民年金については、六十年度、今年度八千四百億円程度でありますのが一兆三百億円程度に増大する。国家公務員共済についても、現在四百六十億円程度が約七百億円程度に増大する。したがつて、この三つ合わせただけでも既に四兆円になる。十年後、昭和七十年度になりますと、この三つの厚生年金、国民年金、国公共済だけで約五兆円を超えるという数字が出てまいります。とすると、恩給は若干ずつ減つてしまきますけれども、恩給その他の各種の年金等々に対する国庫負担をトータルすると十兆円近くなるんではなかろうか。一応大ざっぱな計算であります

すが、そういう計算が成り立つんです。したがつて財政的な面で国民が負担を今後感じていくであろうということを考えますと、政府としては、今後のあり方として国民に対して、そのようなことについては心配ない、だから安心してというふうなことを示す責任がある、必要がある。きょうすぐということじやありませんけれども、今後、この年金法改正以降、今後の七十年度に向かっての具体的なスケジュールあるいはそれらのビジョン等を早急に出してもらわ必要があると考えますが、大臣あるいは大蔵省はこれらについてはどういうお考えでおられますか、簡単で結構であります、時間がありませんので。

○國務大臣(竹下登君) 確かに我が国は、現在、諸外国に例を見ない速さで高齢化社会に移行しております。これに伴つて年金の給付費も今後高い水準に達して、組合員の掛金負担も大幅に増加していくことが、おっしゃるとおり予測されるわけであります。このためにこそ公的年金制度の一元化を展望しながら、給付と負担の均衡を図りながら、公平でしかも長期に安定した年金制度を確立する必要があるということで第一弾あるいは第二弾、基礎年金を導入したわけでございますから、そういう意味において、今回の改正案もその方向に即していこうとしておるものであります。したがいまして、今おっしゃったように、たびたび質問があるようになりますが、たびたび質問にまだ未熟なところがござりますが、そうしたスケジュール等も、今度は六十一年度からまた改めて将来展望を勉強していくわけでございまして、その都度国民の皆様方にお示しするような努力はすべきだということは私も同意見でございます。

○井上計君 ゼひそれを早く国民に示して、国民が安心するというふうな形のものをつくってほしい。そういう不安を常に国民が持ち続けることは大きな問題であろう、こう考えますので、特に繰り返して要望しておきます。

次に、厚生年金の積立金の運用の問題であります。

現在、共済年金の積立金は、約三分の一程度が自主運用されておりまし、また年金基金におきましても全額が自主運用を認められて、かなりそれについての運用益といいますか、そのようなものが厚生年金については全くこれが認められていない。全額を財投資金の原資としてこれらが使われている。聞くところによりますと、厚生省においては、共済年金等と同じように全額あるいは三分の一とは言わず、せめて半分程度でも自主運用したいというふうな考え方で、厚生省では自主運用についてかなり積極的な研究を進めて、できれば来年度からこのようないな実施に入りたいというところで大蔵省いろいろと折衝があるやに聞いておられます。さて財投資金の問題、財投原資の問題、いろんな諸般の状況から考えて、この問題についてはどういうふうに大蔵省は考えておられるのか、これを伺いたいです。

現在、共済年金の積立金は、約三分の一程度が自主運用されておりまし、また年金基金におきましても全額が自主運用を認められて、かなりそれについての運用益といいますか、そのようなものが厚生年金については全くこれが認められていない。全額を財投資金の原資としてこれらが使われている。聞くところによりますと、厚生省においては、共済年金等と同じように全額あるいは三分の一とは言わず、せめて半分程度でも自主運用したいというふうな考え方で、厚生省では自主運用についてかなり積極的な研究を進めて、できれば来年度からこのようないな実施に入りたいというところで大蔵省いろいろと折衝があるやに聞いておられます。さて財投資金の問題、財投原資の問題、いろんな諸般の状況から考えて、この問題についてはどういうふうに大蔵省は考えておられるのか、これを伺いたいです。





の確立を求める声が国民のなかに広がっているが、政府は、今国会で継続審査になつてゐる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案を国民年金・厚生年金の改悪に連動して改正を強行しようとしており、容認することはできない。については、共済年金の改悪を行わず、既に改悪した国民年金や厚生年金を安心して暮らせる年金制度に改善するため、次の事項について実現を図られたい。

- 一、共済年金の改悪をしないこと。改悪した国民年金・厚生年金の改善をすること。
- 二、軍事費を削り、年金・医療・福祉など、社会保障制度を拡充すること。
- 三、国庫負担の大幅削減と年金給付の切下げを押し付ける公的年金の一元化をしないこと。
- 四、国と大企業の負担を引き上げ、現行の保険料負担割合を労使三対七に改めること。
- 五、国民が安心して暮らせる国民合意の年金制度を確立すること。





昭和六十年十二月二十五日印刷

昭和六十年十二月二十六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C